

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月25日
【事業年度】	第39期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）
【会社名】	エフビー介護サービス株式会社
【英訳名】	F B C A R E S E R V I C E C O . , L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳澤 美穂
【本店の所在の場所】	長野県佐久市長土呂159番地2
【電話番号】	0267-88-8188（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 二之宮 修
【最寄りの連絡場所】	長野県佐久市長土呂159番地2
【電話番号】	0267-88-8188（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 二之宮 修
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
売上高 (千円)	9,185,911	9,619,401	10,361,542	10,967,723	11,533,904
経常利益 (千円)	647,661	737,221	802,143	678,569	826,009
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	528,698	444,930	523,428	406,359	464,480
包括利益 (千円)	526,178	450,364	529,251	406,684	463,756
純資産額 (千円)	2,008,953	3,037,618	3,478,561	3,641,578	3,929,000
総資産額 (千円)	7,698,728	9,019,056	9,499,981	8,858,939	9,327,151
1株当たり純資産額 (円)	913.16	1,135.13	1,299.91	1,447.37	1,612.43
1株当たり当期純利益 (円)	240.32	167.39	195.60	152.00	187.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	26.1	33.7	36.6	41.1	42.1
自己資本利益率 (%)	30.3	17.6	16.1	11.4	12.3
株価収益率 (倍)	-	7.0	5.8	6.4	6.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	898,589	969,838	1,063,187	1,058,068	1,339,186
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	97,012	849,259	586,212	240,413	410,665
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	878,808	463,714	472,369	1,215,640	766,593
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,594,586	2,178,822	2,183,396	1,785,413	1,947,366
従業員数 (名)	985	1,011	1,060	1,001	993
〔ほか平均臨時雇用人員〕	〔188〕	〔219〕	〔229〕	〔287〕	〔310〕

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第35期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったことから期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。また、第36期から第39期については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 第35期の株価収益率は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。
 臨時雇用者数(嘱託社員及びパートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は年間の平均雇用人数を〔 〕内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第35期	第36期	第37期	第38期	第39期
決算年月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
売上高 (千円)	8,784,278	9,268,314	9,786,434	10,311,237	10,830,124
経常利益 (千円)	577,531	713,434	766,790	657,138	798,572
当期純利益 (千円)	367,546	460,609	519,286	393,493	437,955
資本金 (千円)	190,000	496,544	496,544	496,544	496,544
発行済株式総数 (株)	2,200,000	2,676,000	2,676,000	2,676,000	2,436,700
純資産額 (千円)	1,893,351	2,937,695	3,374,496	3,524,647	3,785,545
総資産額 (千円)	7,515,111	8,852,555	9,290,869	8,642,766	9,085,694
1株当たり純資産額 (円)	860.61	1,097.79	1,261.02	1,400.89	1,553.55
1株当たり配当額 (円)	-	33.00	33.00	33.00	38.00
(1株当たり中間配当額)	(-)	(13.00)	(13.00)	(13.00)	(13.00)
1株当たり当期純利益 (円)	167.07	173.29	194.05	147.19	176.80
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	25.2	33.2	36.3	40.8	41.7
自己資本利益率 (%)	21.5	19.1	16.5	11.4	12.0
株価収益率 (倍)	-	6.7	5.8	6.6	6.6
配当性向 (%)	-	19.0	17.0	22.4	21.5
従業員数 (名)	938	952	979	939	923
[他、平均臨時雇用人員]	[171]	[189]	[190]	[236]	[261]
株主総利回り (%)	-	-	99.8	88.4	109.5
(比較指標：東証スタンダード市場)	(-)	(-)	(122.1)	(120.8)	(151.9)
最高株価 (円)	-	1,961	1,188	1,132	1,324
最低株価 (円)	-	1,076	1,000	830	893

- (注) 1. 第35期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第35期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったことから期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。また、第36期から第39期については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 第35期の株価収益率は当社株式が非上場であったため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。臨時雇用者数(嘱託社員及びパートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は年間の平均雇用人数を〔 〕内に外数で記載しております。
5. 第36期の1株当たり配当額33円及び1株当たり中間配当額13円には上場記念配当5円を含んでおります。
6. 第35期から第36期の株主総利回り及び比較指標は、2022年4月7日に東京証券取引所スタンダード市場に上場したため、記載しておりません。第37期から第39期の株主総利回り及び比較指標は、2023年3月期末を基準として算定しております。

7. 第35期の最高株価及び最低株価については、2022年4月7日に東京証券取引所スタンダード市場に上場したため、記載しておりません。また、第36期の最高株価及び最低株価は2022年4月7日に東京証券取引所スタンダード市場に上場したため、それ以前の株価については該当事項がありません。
8. 第39期の1株当たり配当額及び配当性向は2026年6月26日開催予定の定時株主総会の決議事項となっております。

2【沿革】

年月	事業の変遷
1987年4月	インテリア商品、宝飾品、衣料品等の卸し並びに販売を目的としてエフビー信州(株)を長野県佐久市に設立
2000年4月	介護保険制度施行に伴い、介護事業に参入。福祉用具貸与・特定福祉用具販売(以下「販売」という。) ・住宅改修事業、及び訪問介護事業、居宅介護支援事業を長野県佐久市で開始
2001年4月	群馬県高崎市に高崎営業所(福祉用具レンタル・販売・住改)を開設
2002年10月	エフビー介護サービス(株)に商号変更
2003年5月	群馬県高崎市にて居宅介護支援事業所を開設
2004年1月	長野県佐久市にて集合住宅を改築し住宅型有料老人ホームを開設
2006年4月	長野県小諸市にてデイサービスセンターを開設
2007年4月	長野県松本市に松本営業所(福祉用具レンタル・販売・住改)を開設
2008年2月	長野県佐久市に小規模多機能型居宅介護施設を開設
2008年7月	長野県長野市に介護付有料老人ホームを開設
2009年4月	埼玉県熊谷市に熊谷営業所を開設
2010年8月	長野県長野市にグループホームを開設
2012年3月	グループ全体の経営管理等を目的として柳澤ホールディングス(株)(現在は当社へ吸収合併により消滅)を長野県佐久市に設立
2012年4月	本社を長野県佐久市長土呂159番地2に新築移転
2012年4月	長野県佐久市に商品管理センターを新設し、福祉用具レンタル・販売における物流を強化
2014年1月	グループ会社施設への食事提供並びに外販を目的として、ルルパ(株)(現・連結子会社)を長野県佐久市に設立
2014年2月	日本式介護(1)事業の展開を目的として、亜州福祉諮詢股份有限公司を台湾台北市に設立
2014年9月	埼玉県域における事業展開の強化を目的として、有限会社アシストハウス(現在は当社へ吸収合併により消滅)の持分を取得し子会社化
2014年12月	長野県佐久市に小規模多機能・訪問介護・訪問看護・居宅介護支援・住宅型有料老人ホーム等、多種サービス事業所を併設した複合施設を開設
2015年2月	地域包括ケアシステム(2)の構築に向け多職種連携を目的とした、スマイル薬局(株)を長野県佐久市に設立
2015年11月	柳澤ホールディングス(株)の商号をエフビーホールディングス(株)(現在は当社へ吸収合併により消滅)に変更
2016年4月	群馬県伊勢崎市に商品管理センターを新設し、福祉用具レンタル・販売における物流を強化
2016年10月	日本式介護を取り入れた養老院(3)として、福至(大連)養老福務有限公司を中国大連市に廈門絡城電子科技有限公司との合併会社として設立
2017年2月	介護保険事業、及びビルメンテナンス事業を主とする(株)ミヤマの株式を取得し子会社化
2017年4月	有限会社アシストハウスを株式会社化するとともに、エフビーアシスト(株)に商号変更
2017年8月	日本式介護を取り入れた「医療・リハビリテーション・養老院」の複合施設の運営を目的として、安居福仁(南京)養老福務有限公司を中国南京市に南京安居頤和資産経営管理有限公司、南京福苑医薬科技有限公司との合併会社として設立
2017年9月	介護保険事業等を運営する、(株)生活サポーターふるまいの株式を取得し子会社化
2017年10月	長野県小諸市に障害者自立支援を目的として、相談支援事業所を開設
2018年4月	グループ経営の効率化を目的として、エフビーアシスト(株)を吸収合併
2019年4月	グループ経営の効率化を目的として、エフビーホールディングス(株)を吸収合併
2019年9月	台湾での事業展開を見直し、亜州福祉諮詢股份有限公司の解散登記を申請
2019年9月	中国大連市の介護施設運営体制を見直し、福至(大連)養老福務有限公司の全株式を合併先企業に譲渡
2020年5月	中国で介護サービス分野のコンサルティング活動を目的として、北京江山福佰健康養老服務有限公司を中国北京市に北京江山泰然健康産業集団有限公司との合併会社として設立
2020年9月	グループ経営の効率化を目的として、(株)ミヤマの全株式を譲渡及び同社の介護事業用不動産を譲受
2020年11月	(株)ミヤマの介護部門を、新たな事業所番号の取得により併合
2020年11月	中国南京市の介護施設運営体制を見直し、安居福仁(南京)養老福務有限公司の全株式を合併先企業に譲渡

年月	事業の変遷
2021年4月	グループ経営の効率化を目的として(株)生活サポーターふるまいの全株式を譲渡
2021年5月	埼玉県深谷市のグループホーム「ここあ」深谷を事業譲受して、当社にて運営を開始
2022年4月	東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場
2022年7月	グループ経営の効率化を目的として、スマイル薬局(株)の全株式を譲渡
2022年11月	関東南部への事業展開を図ることを目的として、東京都多摩市の本社を置く(株)シルバーアシスト(現・連結子会社)の株式を取得し完全子会社化
2023年7月	長野県岡谷市のスマートケアタウン(株)(現・連結子会社)の株式を取得し完全子会社化
2025年6月	長野県塩尻市と安曇野市の福祉用具営業所「介護ショップほほえみ」及び「介護ショップほほえみ 安曇野」をそれぞれ事業譲受して、当社にて運営を開始

- (1) 利用者一人一人に応じてきめ細かいサポートを提供する自立支援のシステムや、食事の栄養管理、ホスピタリティなどを兼ね備えた介護を指す。
- (2) 厚生労働省において、2025年を目途に高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制を指す。医療と介護等の連携も地域包括ケアシステムの一部。
- (3) 中国での老人ホームの呼称。

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社であるルルパ株式会社、株式会社シルバーアシスト、スマートケアタウン株式会社で構成されております。

社名の「エフビー介護サービス株式会社」は当社の介護サービスを通じた社会的貢献への取り組みを表すものと捉えており、FBの「F」はFine（素晴らしい）、「B」はBusiness（仕事）を意味します。

当社グループは、今後の超高齢化社会を迎えるにあたり、より長く住み慣れた自宅で在宅生活が継続できるよう、また、在宅生活に限界が見えたとしても有料老人ホームやグループホームなど住み慣れた地域で生活が送れるよう地域密着での介護事業を行っております。

なお、当社グループの事業セグメントは、福祉用具事業と介護事業で形成され、福祉用具事業は、介護保険法に基づく福祉用具貸与・販売、介護事業は、介護付き有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、デイサービス、訪問介護、訪問看護、居宅介護支援、介護保険外サービスで構成されており、地域における介護サービスをワンストップで提供しております。

当社の事業に対する指定・監督の状況

都道府県・政令指定都市・中核市が指定・監督をおこなうもの	居宅サービス（介護給付 要介護1～5） <ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・住宅改修 ・訪問介護 ・訪問看護 ・居宅療養管理指導 ・特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）
	介護予防サービス（予防給付 要支援1・2） <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売・介護予防住宅改修 ・介護予防訪問看護 ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）
市区町村が指定・監督をおこなうもの	居宅介護支援 地域密着型サービス（介護給付 要介護1～5） <ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型通所介護（デイサービス） ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）
	地域密着型介護予防サービス（予防給付 要支援1・2） <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）要支援2のみ
介護保険以外	・住宅型有料老人ホーム 老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、設置にあたっては都道府県知事等への届け出が必要

(1) 当社グループの各事業の内容

(福祉用具事業)

福祉用具貸与・販売・住宅改修

福祉用具貸与とは、要介護認定を受けた利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、福祉用具の利用を介護保険で支援するサービスです。福祉用具貸与事業所として都道府県知事より指定を受けた事業者から、利用者の心身の状況、生活環境、利用者の要望等を踏まえ、適切な福祉用具をレンタルできます。これにより、日常生活上の便宜を図り、ご家族の介護の負担軽減などを図ります。

レンタル可能な商品は、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換機、移動用リフト（つり具の部分を除く）、認知症老人徘徊探知機、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、自動排泄処理装置の13品目になります。

また、上記13品目のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖については比較的廉価で、購入した方が利用者の負担が抑えられる場合があることから販売も認められています。

福祉用具に関して、清潔で安全なレンタル品を提供し、安心してご利用いただけるよう、自社で所有するレンタル品は、標準作業書に基づき消毒、洗浄、修理を行い、機能性及び衛生状態を検査した後、梱包して再レンタルまでの保管を商品管理センターで行っております。商品管理センターの稼働により、福祉用具の流通及び品質管理が向上し、スピーディーな供給を実現しております。

自社で所有していない福祉用具は、レンタル卸の事業者から当社が借り入れて利用者に提供を行っております。レンタル卸を利用することにより、利用者の状況に応じて多様な福祉用具の中からより最適な福祉用具の選定ができるようにしております。

また、利用者が自宅で安心安全に暮らしやすい生活を続けられるように、介護保険制度を利用した住環境の整備の一環として、手すりの設置や段差解消等を行う住宅改修サービスを提供しております。

住み慣れたご自宅がもっと好きになる、そんな住環境を生み出すために、専任の担当者が利用者一人一人に最適な住環境を提案しております。当社グループはワンストップで介護サービスを提供する中で、蓄積した介護に関する豊富なノウハウを生かし、利用者の状態や住まいの状況に合った細かな住宅改修の提案を行っております。

(介護事業)

介護付き有料老人ホーム

介護付き有料老人ホームは、一定の基準を満たし、地方自治体の公募による事業指定（認可）を受けた有料老人ホームで、介護保険制度上では厚生労働省が定めた基準を満たした「特定施設入居者生活介護」というサービスに分類されます。

介護、看護スタッフが常駐しており、専属のケアマネジャーが一人一人にあったプランを作成し、掃除や洗濯などの生活支援や、食事や入浴、排せつ、着替えなどの日常生活における介護サービス全般が24時間受けられます。またその他にも機能訓練指導員によるリハビリテーションや入退院時の同行などの療養上のお世話、服薬管理や健康相談等も行っております。

当社グループでは利用者が歩んでこられた人生への理解と共感に基づき、笑顔と生きがいと役割を持ち続けられるように、自立支援を基盤としたケアを行っております。

住宅型有料老人ホーム

住宅型有料老人ホームとは、要介護者や、自立（介護認定なし）・要支援状態の高齢者を受け入れている施設です。食事の提供、見守り、掃除、洗濯といった生活援助や緊急時の対応のほか、介護相談や、レクリエーションが受けられ、介護が必要な場合は、外部からの訪問介護やデイサービスなどの介護サービスを利用しながら生活できます。

当社グループでは小規模多機能型居宅介護やデイサービスなどの事業所と住宅型有料老人ホームを併設する事により、利用者が在宅介護に限界を感じる際においても住み替えが可能なため、利用者が安心できるように馴染みのスタッフによる介護サービスを提供しております。

グループホーム

認知症グループホームは、「認知症対応型共同生活介護」として介護保険制度の地域密着型サービスに位置付けられ、要支援2以上の認知症の人（注）へ少人数（5人から9人）を1ユニットとした共同生活の形態で介護サービスを提供しています。家庭的で落ち着いた雰囲気の中で、食事の支度や掃除、洗濯などの日常生活行為を利用者やスタッフが共同で行うことにより、認知症状が穏やかになり安定した生活と本人の望む生活を実現することができます。当社グループのグループホームは一部を除き2ユニット（18名）での運営をしております。

認知症の正しい理解に基づき、一人の「人」としての尊厳を大切に、その人らしく安心して過ごせる居場所と関わりを提供しています。

（注） 要支援2以上の認知症の人について

1. 65歳以上の高齢者で、要支援2または要介護1以上の介護認定を受けている方
2. 65歳未満の若年性認知症、初老期認知症と診断された、要支援2または要介護1以上の認定を受けている方
3. 医師により認知症の診断を受けた方
4. 施設と同じ市区町村に住民票がある方
5. その他、集団生活に支障のない方（身の回りの世話ができる、感染症にかかっていない、共同生活に適應できるなど、施設にて設定）

小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、2006年4月の介護保険制度の改正により新たに創設された「地域密着型サービス」です。

介護が必要になっても、住み慣れた地域で家族や知人に囲まれながら暮らしたいといった利用者の思いを重視したサービス内容となっています。デイサービスのように事業所への『通い』を中心に、必要であれば事業所スタッフによる自宅への『訪問』や家族が留守の場合等は『泊まり』の3つのサービスが組み合わせられ、登録された利用者に提供されるのが特徴です。

当社グループでは「通い」「訪問」「泊り」のサービス提供は、利用者が安心できるように馴染みのスタッフが担当しており、利用者の自宅を生活の中心とした自立支援を基盤としたケアを行っております。なお、小規模多機能型居宅介護サービスを提供する1事業所当たりの登録定員は、介護保険法で定められており29名以下となっています。

看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護とは、退院直後や終末期などの医療的ケアが必要な人への在宅生活を支えられるよう、小規模多機能型居宅介護に「訪問看護」の機能を加えた介護と看護を一体的に提供する地域密着型サービスのひとつとして介護保険制度のもと2012年4月に創設されました。要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り在宅において、利用者自身が持っている能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すサービスであり、主治医との連携・指示のもと、看護職員による医療処置を行うことができます。なお、小規模多機能型居宅介護と同様に登録定員が29名以下と少人数のため、利用者一人一人と向き合った看護・介護を行うことができます。

当社グループの運営する小規模多機能型居宅介護、及び看護小規模多機能型居宅介護のほとんどが住宅型有料老人ホームを併設しているため、在宅生活に限界を感じたとしても、馴染みのスタッフの介護を受けながら「終の棲家」として利用することができます。

デイサービス

デイサービスとは、介護保険サービスの「通所介護」の通称です。デイサービス施設に利用登録された利用者は自宅で生活をしながらスタッフによる車での送迎により施設に通い、健康チェック、体操や食事、馴染みの方とレクリエーションを行い入浴などのサービスも受けられます。可能な限り自宅で生活を送れるようにすることを目的としているので、通いながら機能訓練の向上を目指す施設です。デイサービスには介護スタッフはもとより、看護師、生活相談員、機能訓練指導員などのスタッフが配置されています。

また、自宅から施設まで車での送迎がついているので、自力で施設まで通えない方も利用可能です。なお、デイサービスも定員の規定で大規模から少人数の地域密着型（定員18名以下）まで幾つかの種類がありますが、当社グループで運営をするデイサービスはすべてが地域密着型であり少人数ならではの手厚い介護を行っております。

訪問介護

訪問介護とは、訪問介護員「介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）以上の資格取得者」が利用者の自宅や住宅型有料老人ホーム等の高齢者向け住宅などを直接訪問して、入浴、排せつ、食事等の介助などの「身体介護」や調理、洗濯、掃除等の家事といった「生活援助」を提供しております。

要介護認定を受けた高齢者が住み慣れた在宅生活を送るためのサポートを行います。ご本人が自宅における生活を希望する場合、その介護の負担が家族にかかる可能性があります。

当社グループでは訪問介護サービスを利用することで、効率的にその負担を軽減させることが可能であり、増加傾向にある一人暮らしの高齢者にとって訪問介護は、身体介助や生活援助を提供するだけでなく、数少ない話し相手と接する機会を提供しております。

訪問看護

訪問看護は、住み慣れた地域で病気や障がいがあっても暮らし続けたい思いを叶えるため、自宅での療養生活や介護生活を支えるサービスの１つです。看護師などの医療従事者が定期的に自宅を訪問し、点滴やリハビリといった医療処置を含めたケアや生活援助を行います。また、主治医の指示を受け、病院と同じような医療処置や、自宅で最期を迎えたいという希望に沿った看護も行うことが可能です。

当社グループでは利用者が在宅介護を受けるうえで必要な、胃ろうカテーテルの管理や、入院期間の短縮による自宅での療養、また自宅でリハビリ指導等、個々のニーズに合わせた幅広いスタイルの医療や介護を訪問看護によって提供しております。また、自宅での利用と同様に、住宅型有料老人ホーム等の高齢者向け住宅などでも必要時は外部サービスとして訪問看護を提供しております。

居宅介護支援

介護を必要とされる方が、在宅生活を送るうえで一人一人にあった介護サービスが適切に利用できるように、当社のケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成し、ケアプランに基づいた介護サービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。

介護保険外サービス

食事提供サービス

ルルパ株式会社では、長野県内における当社グループの有料老人ホーム、デイサービス、また当社グループ外の介護老人保健施設、特別養護老人ホームをはじめとした介護施設や障がい者支援施設等への食事提供業務を受託しております。季節折々の献立に、利用者及び施設からの意見要望等を反映させる工夫を行い、施設利用者へ食を通じて「安心、満足、笑顔」を提供しております。

(2) 当社の事業拠点所在地と事業拠点数

当社では、信越及び北関東エリアにおいて福祉用具、居宅介護支援、介護サービスのドミナントを展開しており、2022年11月4日に株式会社シルバーアシストの全株式取得により連結子会社化し、南関東エリアへの進出を果たしました。介護保険分野のサービス別の事業拠点数は、福祉用具事業は20ヵ所、介護事業は97ヵ所となりました。

2026年3月末時点

介護保険サービス分野		事業拠点数
福祉用具事業	福祉用具営業所	18
	商品管理センター	2
介護事業	介護付き有料老人ホーム	7
	住宅型有料老人ホーム	14
	グループホーム	20
	小規模多機能型居宅介護	14
	看護小規模多機能	2
	通所介護	15
	訪問介護	6
	訪問看護	3
	居宅介護支援事業所	16
事業所合計		117

(3) 事業の特徴

介護報酬について

当社グループにおける国内介護関連事業の収益の源泉は、主に各種介護保険サービス提供による介護報酬であります。介護報酬とは、事業者が利用者（要介護者又は要支援者）に介護保険法に基づく介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われる報酬であり、介護報酬は各サービス毎に設定され、基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所の体制や利用者の状況等に応じて加算・減算される仕組みとなっております。介護報酬は、原則として利用者が1割～3割負担となっており、残りの7割～9割は利用者へのサービス提供後に事業者は国民健康保険団体連合会へ介護サービス費用を請求し、最終的に保険者である市町村より支払いを受けております。

事業展開の特徴

a．福祉用具事業における一貫専任制

当社の福祉用具専門相談員（注）の業務の流れは一貫専任制を取り入れております。営業、相談、納品、契約を同一の担当者が行うことで、利用者の信頼獲得に努めております。状態変化に応じた福祉用具の選定をこまめに行うことが可能であり、担当ケアマネジャーとの情報提供もスムーズになります。また24時間365日に対応することにより退院時などにおけるスピーディーな納品が可能です。

また、新人の福祉用具専門相談員については新人研修としてコンプライアンス、対人コミュニケーション、介護関連、同行研修等など6ヶ月間の研修を終了後、個々の意識を高め当社の理念を理解したうえでエリアに出ることが出来ます。

（注） 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況や生活環境に適した福祉用具について提案を行う事により、利用者が適切な福祉用具を選定する事を支援する役割を担うため、都道府県知事の指定を受けた研修機関が実施する「福祉用具専門相談員指定講習」を受講し、50時間のカリキュラムを修了した者。

b．商品管理センターの設置（2拠点 信越エリア、関東エリア）

当社の福祉用具を「安心・安全」に運用するため、長野県佐久市、群馬県伊勢崎市に商品管理センターを設置しております。自社仕入れした商品は、商品管理センターにおいて標準作業書に基づき、回収、清掃、消毒（専用器具使用）、メンテナンス、検品の一連の流れを実施し、バーコード管理による商品在庫の確認を常に行っております。各商品センターの立地は高速道路ICの近くに位置し、各地域の事業所に毎日配送を行っております。

c．ドミナント戦略（注）

当社は、新たな地域で事業を開始する場合には、その周辺に複数の拠点を開設しております。ドミナント展開によるメリットとして、主に入居者の確保及び人材の確保が挙げられます。施設入居希望の場合、当社の複数の施設での調整が可能であり、例えば入居希望施設が満室であった場合でも、他の施設に空きがあった場合、紹介が可能であるメリットがあります。入居者募集営業であっても1名の営業担当者が複数施設を一度にカバーできるので効率よく入居者を確保することが可能になります。

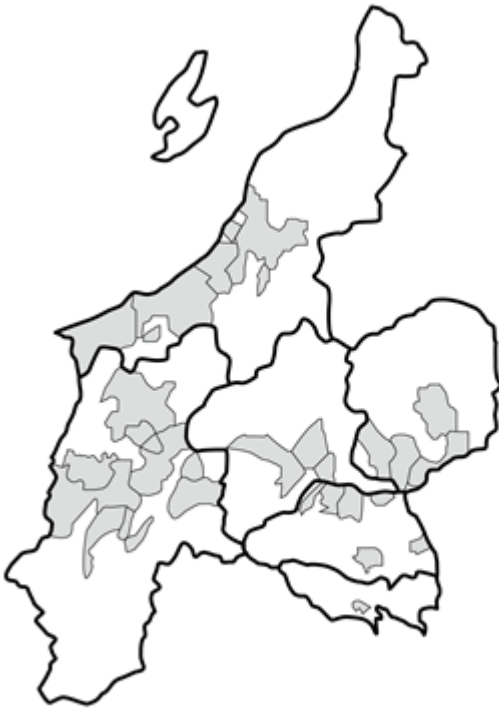
また、昨今の深刻な問題として介護業界における人材の確保が掲げられますが、ドミナント展開による同一エリア内の人員異動を実施することで柔軟な対応が可能になります。新規開設時には近隣事業所より当社の経営理念を心得た人材をマネージャーとすることにより、研修期間の短縮も含め、経営理念に掲げる「すべては利用者様のために」を事業所運営の基本にすることにより、早期に入居者募集に繋げております。

ケアスタッフについても同様であり、スタッフの退職があった場合でもエリア内の近隣事業所間において補充が可能ですので介護保険法上の人員配置基準を満たすことができます。

（注） ドミナント戦略とは、特定の地域において集中的に事業所を展開する経営戦略を意味します。

(事業拠点の所在地)

2026年3月末時点

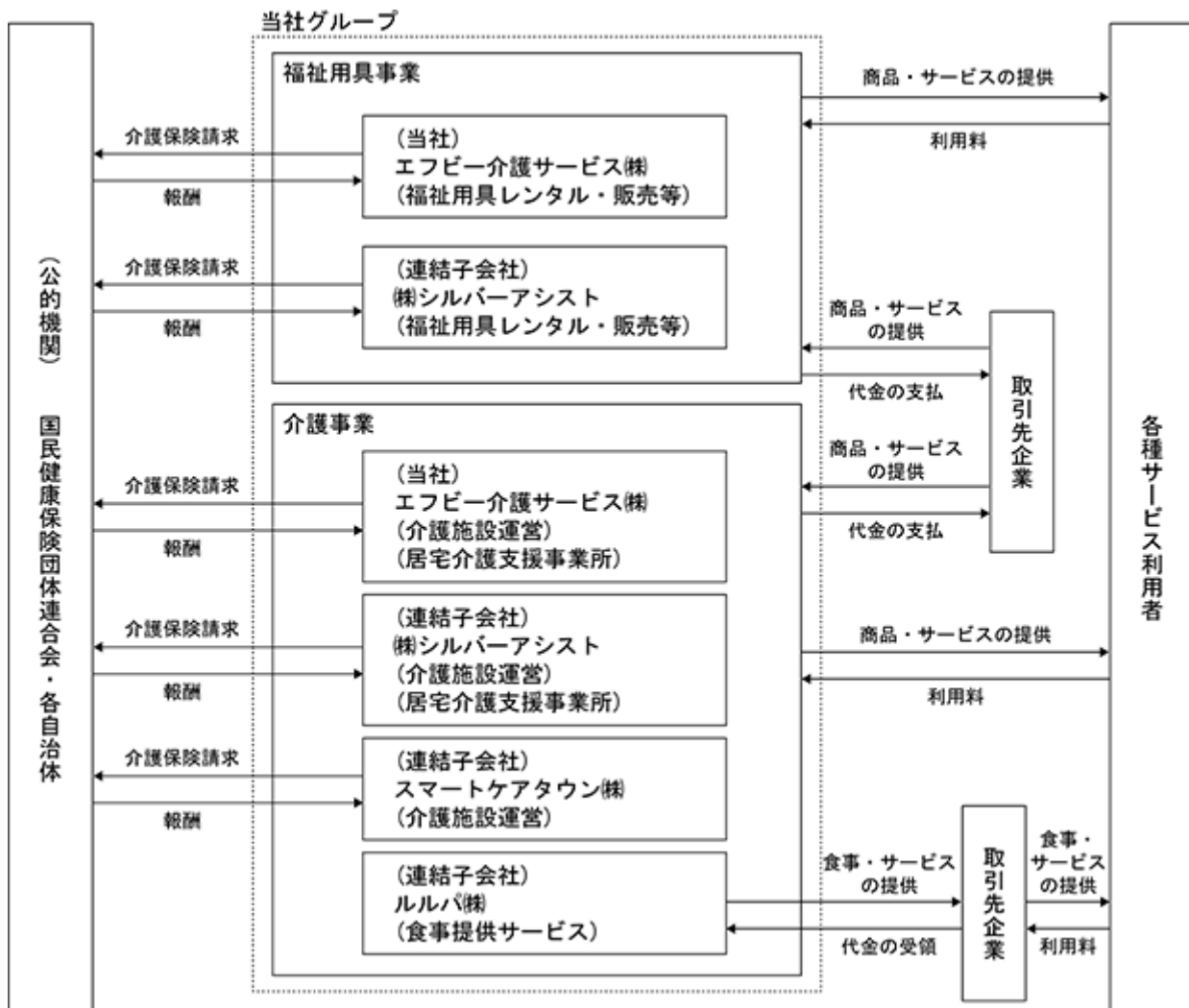


事業所所在地	福祉用具事業		介護事業	合計	
	営業所	商品管理センター	介護事業所		
長野県	長野市	1	11	58	
	松本市	1	5		
	千曲市		1		
	坂城町		2		
	上田市	1	9		
	小諸市		7		
	佐久市	1	1		13
	安曇野市	1			1
	諏訪市				1
	岡谷市				1
新潟県	塩尻市	1		15	
	上越市	1	7		
	柏崎市		4		
	長岡市	1	1		
群馬県	糸魚川市		1	12	
	高崎市	1	4		
	前橋市	1	3		
栃木県	伊勢崎市	1	1	10	
	宇都宮市	1	4		
	佐野市	1			
	栃木市		1		
	真岡市		1		
埼玉県	小山市	1	1	15	
	熊谷市	1	1		
	川越市	1			
	春日部市	1	1		
	深谷市		4		
	本庄市		2		
東京都	羽生市		4	7	
	多摩市	1	6		
合計	18	2	97	117	

(注) 事業拠点の所在市町村を色分けしています。

以上をまとめた当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
ルルバ(株)	長野県佐久市	5,000	介護事業	100.0	給食提供委託 役員兼任 2名
(株)シルバーアシスト	東京都多摩市	10,000	福祉用具事業 介護事業	100.0	役員兼任 2名
スマートケアタウン(株)	長野県岡谷市	3,000	介護事業	100.0	役員兼任 2名

(注) 1. 「主要な事業の内容」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、『人生の最終ステージを利用者様の幸せと満足で元気にする』をミッションとし、利用者の皆様にサービスを提供しております。経営理念には以下の事項を掲げております。

福祉、介護を通じて介護改革を実践し社会に貢献

地域密着、24時間・365日、すぐやる、必ずやる、できるまでやる、すべては利用者様のために

E S（職員満足）向上に向け、全職員一致協力の下、グループ全部門連動体制の確立

環境整備、コストダウンにより、やさしい環境に貢献

人格、品格、人間性の自己啓発をし、愛される人間を目指す

躰（マナー）を重視し、スキルアップと法令遵守でC S（顧客満足）に努める

当たり前のことを当たり前に、そして三配り（気配り、目配り、心配り）の確立

上記の経営理念を全社員で徹底するとともにコンプライアンスを遵守した経営に徹し、今後の介護における多様なニーズに応えるため、有料老人ホーム、グループホーム等の入居系サービスを含め、訪問介護、訪問看護、小規模多機能型居宅介護などの在宅系事業の積極的な展開とともに、福祉用具のレンタル・販売でのシェアの拡大に積極的に取り組んでまいります。コストダウンと業務の効率化を進め、社会貢献はもとより事業計画を着実に推進することにより、経営基盤の強化と財務体質の改善に努めてまいります。

(2) 中期経営計画

基本方針

a．サービスの質の維持と向上

(a) 福祉用具事業

イ．利用者様への訪問を増やしてきめ細やかなサービスを提供する一方、福祉用具レンタル品の提供価格の低減に努め、利用者様の負担や介護保険料の支払額を抑制する。

(b) 介護事業

イ．もう一度原点に立ち返って、介護スタッフに介護技術、及び接遇を再習得させ、介護サービスの見直しを進め、必要なサービスの質の維持と向上を図る。

ロ．従業員シフトの工夫等、介護事業所運営方法の見直しを行い、介護事業所のローコスト運営をめざす。

ハ．近年、介護サービスの中でも特に需要が高まっているグループホームや訪問介護（特に重度）のサービス拡大を加速する。

ニ．要望が強まっている重度の障がい者介護（特に居宅介護と重度訪問介護）へ進出し、サービス対象を高年齢から幅広い年齢層の障がい者に拡大する。

b．サービスの提供地域の維持と拡大

(a) 福祉用具事業

イ．高齢者人口の増加に対応して新規利用者様の開拓を行い、多くの利用者様にサービスを提供することに努め、既存営業所の地域シェア率を高めて利益を確保する。既存営業所で高齢者人口が急増する地域では営業所を拡張してサービス提供の拡大を目指す。

(b) 介護事業

イ．地方公共団体の介護保険事業計画に基づく介護事業所の公募に対して地域の介護需要に応えるため、新規に介護事業所を開設し、介護サービスを提供する。

ロ．経営者の後継者不在等で事業継続が困難な介護事業者にはM & Aを活用して当社グループが代わり介護サービスの提供を行い、事業規模拡大による経営の効率化を享受する。

計画期間

第38期連結会計年度（2025年3月期）～第42期連結会計年度（2029年3月期） 5年間

数値目標

第42期連結会計年度（2029年3月期）売上高 150億円、調整後営業利益（営業利益に新設事業所整備補助金（注）を加算したもの）10億円

（注） 新設事業所整備補助金とはグループホーム等の介護事業所新設の際に、介護事業者の投資負担の軽減のため地方自治体から支給される補助金であり、連結損益計算書上、営業外収益に補助金収入という科目名で計上されます。

中期経営計画の利益目標として営業活動の結果を示す営業利益に新設事業所整備補助金を加算したものとした理由は、当社グループでは介護事業所を新設する際に新設事業所整備補助金を前提として投資判断を行っており、業績評価の観点からは介護事業所新設の際に発生する初期投資費用と新設事業所整備補助金は相殺された方が実態に合うものと考えております。ただし、会計上、初期投資費用は売上原価、新設事業所整備補助金は営業外収益に計上されるため、利益目標としては営業利益に新設事業所整備補助金を加算したものとしております。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、介護を必要とする多くの方々へ介護サービスをご利用いただくうえで、継続的、長期的な企業価値の向上が重要であると認識しており、売上高と営業利益を重要な経営指標と位置づけております。サービス提供の拡大による売上高の増加と、サービス提供を維持するために適正な利益を獲得していくため営業利益の増加を目指します。

また、第38期連結会計年度（2025年3月期）を1年目とする中期経営計画の利益目標として調整後営業利益（営業利益に新設事業所整備補助金を加算したもの）を設定しております。

(4) 経営環境並びに事業上及び財務上の対処すべき課題

介護保険法等の改正への対応

サービス事業者が受ける介護報酬の多くが公費で賄われているため、制度変更等の市場に対する影響が大きく、介護報酬の改定が業績に影響を及ぼす可能性があります。介護保険の「公定価格」である介護報酬は、過去の推移から主に3年に1度の頻度で見直しが行われており、2024年4月に改定されております。

今回の改定では、3年前の改定率（0.70%）を上回る1.59%のプラス改定となりました。

今回の改定の柱として(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進、(2) 自立支援・重度化防止に向けた対応、(3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり、(4) 制度の安定性・持続可能性の確保とされ、基本報酬と共に各項目に対して事業者の取り組みによる加算の見直しもされています。

国内の高齢者人口の割合は増加中であり、65歳以上の高齢者の割合である高齢化率は2000年に17.4%であったものが、2050年には37.1%を超える水準にまで上昇する見込みであります。（総務省 2025年9月14日「統計から見た我が国の高齢者 - 「敬老の日」にちなんで - 」）

介護保険制度の現状に関しては、「人材」と「財源」の二つの不足を今後如何にして改善させて行くかが大きな注目点となっています。

当社グループといたしましては、今回の改定内容を踏まえたうえで、事業を展開している各地域の特性を十分に把握し、既存のサービスメニューの見直しを進めながら、訪問看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護、グループホームを中心とした、中重度者や医療ニーズの高い要介護者への対応を強化してまいります。また、専門性の高い人材の採用と育成、教育研修体制の整備によりサービス品質の向上に取り組み、積極的に介護保険法の定める各種加算取得の拡充を図ってまいります。

人材の採用・育成の取り組み

市場規模の拡大が見込まれる一方で、サービスを担う人材の確保は依然厳しい状態が続き、業界にとって大きな課題となっております。介護従事職員の離職率（介護労働安定センターによる「2024年度介護労働実態調査」2025年7月28日公表）は12.4%で低下傾向にありますが、採用率も14.3%に低下し人材不足が続いております。介護従事職員の給与は業務負担に対して少ないと見なされている中で、介護職員等処遇改善加算も拡充されましたが、人材確保が困難となっている事業者が増加しております。厚生労働省「第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」（2024年7月12日公表）によると2022年度を基準に介護職員の必要数は2026年度には約25万人、2040年度には約57万人、それぞれ増加することが予想されており、その確保が事業の継続や成長に影響を与える重要事項となっております。総合的な確保の方策の一つに、人材の裾野の拡大を進め、多様な人材の算入促進を図ることが挙げられます。

当社グループでは、他業種や中高齢者の人材を受け入れ、外国人材を積極的に採用して人材の確保を図るとともに、社員教育にも力を入れ、価値観を共有できる研修、入社後の定期的なブラッシュアップ研修及び管理者層を育てる研修等を企画し、必要に応じて外部講師も招聘しております。また、人事評価制度のさらなる拡充を行うとともに、これを活用し個々の職員に対するキャリアプランに関するミーティング等を定期的に実施することで、職員一人一人が満足して働き、人材が定着する環境を構築してまいります。

事業展開エリアの拡充

当社グループでは、これまで事業展開してきた信越及び北関東において、さらなるドミナントを展開していく計画を進めています。また、今後の事業展開においては事業所の新規開設と共にM&A案件等などに取り組むことにより、首都圏を含む関東エリアにおいてもドミナントを展開していく方針であります。2022年11月4日に株式会社シルバーアシストの全株式取得により連結子会社化し、南関東エリアへの進出を果たしました。南関東エリアを含むエリアでの事業展開を推進するには、十分な財務基盤に基づいた事業計画が不可欠となります。また、介護分野のM&A案件を検討する場合も、投資資金に充当できる自己資金の確保が必要となります。当社グループが事業展開エリアを拡充して成長を持続するためにも、財務基盤の強化に取り組んでまいります。

事業部門での取り組みとして、福祉用具事業においては営業拠点の新規開設及びケアマネジャー・病院などへの営業活動によるエリア内でのシェアアップに取り組む方針です。介護事業においては小規模多機能型施設（看護付き含む）やグループホームの新規開設を推進すると共に、福祉用具事業の利用者へのアプローチを推進します。

なお、介護保険の適用を受けるサービス（グループホーム、小規模多機能型居宅介護、介護付き有料老人ホーム等）の新規開設に関しては、所轄する各地方自治体の事業計画に沿って応募し、事業指定を受けなければなりません。当社グループでは各地方自治体の介護保険事業計画の情報を基に地域の市場環境の分析を行い、当社の事業計画に沿って公募参加を行い、事業指定を受けて施設を開設しております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

取締役会において、現在や将来の経営環境の認識、そして今後の様々な経営施策と経営戦略について議論する中でサステナビリティ関連のリスクや及び機会をとらえ、監視・管理しております。今後、必要に応じて専門部署又は委員会の設置等を進めてまいります。

(2) リスク管理

サステナビリティに関するリスク及び機会については、各部署が行っているリスク管理の状況を、リスク・コンプライアンス推進委員会が把握し管理状況のモニタリングを行っております。リスク・コンプライアンス推進委員会の構成員は、委員長は代表取締役社長とし、構成員は取締役IR企画管掌、取締役経営管理本部長、総務部長であり、監査等委員は推進委員会に出席し意見を述べるができることとしております。推進委員会は半期に一度以上定期開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。

(3) 戦略、指標及び目標

いつまでも住み続けられるまちづくりを支援

超高齢化社会において、「誰一人取り残さない」「すべての人に健康と福祉を」を介護サービスを通じて実現するとの考えのもと、いつまでも住み続けられるまちづくりを支援利用者様が住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、法人内外の組織や地域住民の方々との連携を図り切れ目のないサービスの提供を行っております。サービスの提供を行う際は、介護を必要とするすべての利用者様、ご家族様の立場となり考えることで真のニーズにお応えできるよう努めています。また、職員の健康を守るための健康診断やメンタルヘルスをはじめ、一般社団法人日本NASH研究所と連携し体質改善・健康増進にも取り組んでいます。

働きがいのある仕事と人材教育

当社では、性別・年齢・国籍を問わず多様な人材が一人ひとりの能力を発揮し、働きがいをもてる職場環境の実現を目指しています。女性の比率が高い職場であるからこそ、子育てや家族の介護などのライフイベントがあった際も仕事やキャリア形成をあきらめることなく、働き続けられるよう、女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し環境づくりを行っています。人材教育の面でも、介護技術研修・感染症研修・マナー研修など様々な研修を実施し、より質の高い安全なサービスの提供を目指すと共にスキルの向上による仕事のやりがいを従業員に提供していきます。

日本式介護を世界へ

現在、我が国日本における65歳以上高齢者は、2025年には3,619万人、総人口の29.4%と（総務省「統計からみた我が国の高齢者 - 「敬老の日」にちなんで - 」2025年9月14日）、高齢化率が過去最高の更新が続いている超高齢化社会であり、アジア諸国も後を追うように高齢化率が高まってきております。当社では、先行経験から培った介護ノウハウを活かし、アジア諸国の高齢化対策への取り組みとして、技能実習生を含む外国人材を積極的に雇用、育成していくことで、日本で人に寄り添い心の通った介護技術、接遇を修得し、母国における介護技術の向上・発展に貢献してまいります。

途上国の経済発展に貢献

2019年より途上国から技能実習生及び特定技能外国人の受け入れを積極的に行っております。技能実習生及び特定技能外国人の受け入れを通じて途上国の人々に雇用の機会を提供すると共に、帰国後も日本で習得した介護技術を活かして途上国の経済発展に貢献していただくことを期待しております。

省エネと環境への配慮

介護施設はまさに生活をする場であり、電気や水道などの使用量が大きいいため省エネに向けて以下の取り組みを実施しています。

- ・ Fun to Shareに賛同し適切な冷暖房設定を行っています
- ・ 電気設備のLEDへの切り替えを進め、こまめな消灯に努めています
- ・ 蛇口に節水装置を取り付けることで水の節約に努めています

新規施設建築時には環境にやさしいツーバイフォー工法を採用し、温かみのある施設展開を行っています。

また、ICTの導入によりペーパーレス化を進めるとともに、再生可能な資源については積極的なリサイクルに努めています。

(4) 人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略、指標の内容並びに当該指標を用いた目標等

介護業界は労働集約型であり、従業員の確保と質の向上が事業を継続する上で必要であります。

従業員を確保するためには、人材の裾野の拡大を進め、多様な人材の算入促進を図ることが重要であり、当社グループでは、他業種や中高齢者の人材を受け入れ、外国人材の採用を積極的進めております。

また、従業員の質の向上を図るために社員教育に力を入れており、新規採用者に対しては、当社の経営理念に対する理解や業務におけるマナーを身につけ、価値観を共有できる研修、入社後の定期的なブラッシュアップ研修を実施しており、在籍従業員においても業務経験やスキルのレベルは様々ですので、職務に応じた職種別研修や階層別研修を実施して管理者層を育てる研修等を企画し、必要に応じて外部講師も招聘しております。さらに職務上必要な資格及び従業員のスキルアップの資格に対しては、資格取得支援として費用を会社負担（全額または一部補助）しており、業務に関連する各種研修の受講に関しても積極的な参加を推奨しております。

そして人事評価制度のさらなる拡充を行うとともに、これを活用し個々の職員に対するキャリアプランに関するミーティング等を定期的の実施することで、職員一人一人が満足して働き、人材が定着する環境を構築してまいります。

当社グループの指標に関する長期的な目標としては、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合50%としております。

労働人口の減少や少子高齢化、慢性化している介護業界での人材不足の他、事業拡大による管理者不足は当社の成長に制約を与えるものであり、量と質の両面にわたる人材確保は大変重要な問題となっております。従業員に対して公平性の観点から個々の従業員の違いや事情を考慮して公平な機会を提供し、性別に関係なく管理職となる門戸を広げ、できるだけ多くの従業員がチャレンジできる環境を整えることが大切であり、従業員のやる気を引き出し組織の活性化を図れるよう努めてまいります。

当社の管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合の実績推移は次のとおりであります。

年度	管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合
第36期連結会計年度（2023年3月期）	41.6%
第37期連結会計年度（2024年3月期）	38.0%
第38期連結会計年度（2025年3月期）	39.4%
第39期連結会計年度（2026年3月期）	46.4%

（注）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

3【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財務状況及び投資者の判断等に影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業に係る法的規制に関するリスク

介護保険制度について

介護保険サービスは、人生における最大の不安である「介護」を個人や家族だけではなく社会全体で支援するために創設され、「介護保険法」として基本的な枠組みが定められています。当社グループの主要な事業であります介護事業のうち、介護保険法上の福祉用具貸与・販売、居宅介護支援、特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、通所介護（デイサービス）、訪問介護、訪問看護等のサービスが、当社グループの連結売上高の大部分を占めるため、当社グループの事業は介護保険法の影響を強く受けることとなり、次のようなリスクがあります。

a. 法的規制について

介護保険法に基づく介護サービスを行うには、事業所としての指定を都道府県知事や市区町村長から受ける必要があります。指定を受けた事業所は、サービス毎に定められた事業の人員配置基準、設備及び運営に関する基準、並びに労働法規（労働基準法及び最低賃金法等）を遵守する必要があります。

介護保険法には、第77条、第78条の十、第84条において、指定基準等未充足や介護報酬の不正請求等指定の取消事由に該当する場合に指定を取り消すことができる旨が規定されております。この基準並びに労働法規を遵守することができなかつた場合やサービス費を不正に請求した場合、指定の取消又は停止処分を受ける可能性があります。また、事業所の指定取消処分がなされ、その理由となった不正行為に対して事業者（法人）の組織的関与が認められた場合、連座制として指定取消処分の効果はその法人全体に及ぶため、当該事業者は同一のサービス類型の他事業所について新規指定や更新を受けることができないものとされております。

当社では、介護保険サービスを提供するうえで、選任された法令遵守責任者を中心とした業務管理体制の中で事業所の運営体制を常時指導・監督するとともに、当社の各事業部の管理部門を中心として、各種マニュアルの整備及び研修を充実させることで管理体制の強化や教育の徹底を行い、適切な事業経営に努めております。また、当社人事部を中心として各事業所における労働法規の遵守に努めております。当社では今現在、これらの基準をすべて満たしており、各事業で許認可等取消や営業停止など、事業の継続に支障を来す要因は発生しておりません。

しかしながら、一部の事業所において指定の取消又は停止処分を受けた場合、事業活動に重大な影響を及ぼし当該事業所の収益を失う可能性があります。さらに連座制が適用された場合には、当該サービス類型の事業所の新規指定及び更新を受けられず、計画している収益を達成できない可能性があります。

当社の各事業所が受けている指定は下記のとおりです。

許認可等の名称	所轄官庁等	許認可等の内容	有効期限 (注)	主な許認可取消事由
指定居宅サービス事業者の指定	厚生労働省	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、訪問介護、訪問看護等の居宅介護サービス事業を行う事業者の指定	6年間	介護保険法第77条 (指定取消等)
指定居宅介護支援事業者の指定	厚生労働省	ケアプランの作成、介護サービスの連絡、相談、調整等の居宅介護支援事業を行う介護サービス事業者の指定	6年間	介護保険法第84条 (指定取消等)
特定施設入居者生活介護事業者の指定	厚生労働省	介護老人福祉施設事業、介護老人保健施設等の介護保険施設事業を行う介護サービス事業者の指定	6年間	介護保険法第77条 (指定取消等)
有料老人ホーム設置許可	厚生労働省	老人福祉法(厚生労働省)届出制であり、届出後の有効期間の設定はありません。 都道府県、政令指定都市及び中核市が届出先となります。	なし	老人福祉法第29条第14項 (届出等) 事業の制限又は停止に関する定めあり
指定地域密着型サービス事業者の指定	厚生労働省	認知症対応型共同生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護等の地域密着型サービスを行なう介護サービス事業者の指定	6年間	介護保険法第78条の十(指定取消等)
指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定	厚生労働省	サービス等利用計画の作成、サービスの連絡、調整等を行う事業者の指定	6年間	障害者総合支援法第51条の29(指定の取消等)

(注) 指定は事業所単位で取得しており、事業所毎に指定の有効期日は異なりますが、有効期限を一括して記載しております。

b. 介護保険制度の改正について

介護保険法については、定期的に法律全般に関する検討が加えられ、その結果に基づき必要な見直し等が行われるとともに、3年に1度介護報酬の改定が行われることとされております。直近においては2024年4月に介護報酬が改定されました。今回の内容は「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」等があり、改定に伴った事業内容の整備を進めておりますので大きな影響は受けておりません。次回改定は2027年4月に予定されている他、臨時的措置として近年の物価高騰及び人材不足や人件費上昇に対応した2026年介護報酬改定がなされておりますが、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

介護サービスに係る単位数、地域区分による一単位の単価及び一人当たりの支給限度額等については、介護保険法及びその他の省令により定められているため、その変更等は当社グループの収益性に影響を与える可能性があります。さらに、高齢化に伴い年金・医療・介護等の社会保障財政に問題が生じ、利用者や介護サービス事業者に不利な制度改正が行われた場合には、利用者数や売上単価の減少によって当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 業界環境に関するリスク

他社との競合について

今後、更なる高齢化に伴い介護サービスの需要が高まると同時に、同業他社の事業拡大が加速し、又異業種からの介護事業参入が増加することが懸念される中で、地域でのドミナント展開により居宅サービスと施設サービスをワンストップで提供しておりますが、当社が事業展開している地域において、当社介護施設の近隣に類似するサービス施設の新設及び福祉用具のレンタル事業者が参入してきた場合、利用者の減少や価格競争の激化により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新規ホーム等の新設について

当社グループは、介護サービスでは介護保険制度の地域密着型サービスを中心に事業を展開しております。地域密着型サービスは所轄する各地方自治体の事業計画による公募事業として実施されますので、公募を活用した出店戦略を主軸としております。今後の事業拡大にあたり計画的に施設整備を進める予定ですが、地域密着型サービスや特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）の新規開設に関しては、所轄する自治体の事業計画に沿って応募し、選定を受けなければなりません。

また、2006年4月1日に施行された改正介護保険法では施設開設における総量規制（各自治体において介護保険事業計画に定めた定員数に既に達しているか、または当該申請に係る指定によってこれを超える場合、その他計画の達成に支障が生じるおそれがあると認める場合には、都道府県知事・市町村長は事業者の指定等を拒否できること）が取り入れられました。

当社グループは各行政のニーズや動向を、担当者が常日頃から各自治体との交流をはかりながら把握するように努めておりますが、総量規制のため施設整備計画の公募がなかった場合、また公募に参加しても選定が受けられなかった場合、当社グループの事業計画遂行に影響を及ぼす可能性が有ります。

なお、2025年3月末時点の施設サービス利用者数は770人で入居率は96.6%、2026年3月末時点の利用者数は782人で入居率は96.1%の実績で推移しています。今後は選定を受け新規施設が開設できたとしても、既存の他社施設のサービス内容や価格設定、また医療ニーズなどの状況により利用者の入居が当社の従来利用率に到達しないなど、計画どおりに進まない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

海外事業展開について

当社グループは、海外での高齢者に対する介護サービスに対する需要の高まりに対応するため、中国北京に北京江山福佰健康养老服务有限公司を現地法人との合弁で2020年5月に設立しております。

海外での事業展開では、現地法律への対応、予期しない規制の変更、不測な政治又は治安混乱、労働環境の変化、テロ・戦争等といったリスクが内在されている可能性があります。当該リスクに対しては、合弁企業との情報交換や現地での事前調査を行い、リスクが顕在化した場合の対処方針を事前に定める方針です。リスクが顕在化した場合の当社グループへの影響度を考慮して事業展開を行います。想定を超えた状態となった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

今後の事業展開エリアについて

当社グループの拠点は、信越及び北関東に集中して介護サービス拠点のドミナント展開をしておりましたが、今後は遠隔地の拠点管理の体制を整えることで高齢化の進捗に伴い拡大する介護サービスのニーズに対応できるよう、展開エリアの拡大にも取り組む方針です。しかしながら、当該地域の経済状況及び財政の悪化、人口の減少、人口動態の変化（少子高齢化）による労働力不足等が起こった場合には、利用者数の減少による収益の減少及び介護サービスの継続的提供が困難となり、また新規開設エリアのマーケティングにおいて、当社グループの開設基準に達しない物件や事業展開の対象外のエリアであると判断した場合は開設計画を中止することになり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

事業ポートフォリオの変更について

当社グループの事業分野は、利用者のニーズに合わせて、有料老人ホームやグループホームなどの施設サービス、訪問介護や小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与等の在宅サービスを運営しております。介護保険制度においては、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、地域の包括的な医療、介護等のサービスを有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が推進されています。

当社グループは有料老人ホーム等の施設サービス分野では、施設開設に伴う設備投資等を行っておりますが、地域包括ケアシステム体制により、利用者の介護ニーズが施設ケアから在宅ケア中心に移行した場合、事業分野も施設サービスから在宅サービスを中心とした事業転換が必要となります。事業構造の変化に伴い、介護施設などの資産の再活用が必要となった場合、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

福祉用具レンタルにおける介護度による利用範囲について

当社グループの福祉用具レンタルの多くは介護保険法のもとで提供されておりますが、利用者の介護度に応じて利用できる福祉用具が規定されております。厚生労働省による指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）において、要介護1以下（要支援1及び要支援2を含む）の方は、下記の福祉用具の使用は介護保険給付対象とはなっておりません。ただし、厚生労働大臣が別に定める者については、この限りではありません。

（要介護1以下の方が介護保険適用外となる福祉用具）

- ・車いす（電動車いすを含む）及び車いす付属品（車いすクッションなど）
- ・特殊寝台（電動介護ベッド）及び特殊寝台付属品（マットレスやベッド柵など）
- ・床ずれ防止用具及び体位変換器
- ・認知症老人徘徊感知機器
- ・移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・交換可能部品を除く自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸収する機能のものを除く）

上記の福祉用具レンタルの内、当社グループの主力製品である特殊寝台（電動介護ベッド）は、介護保険制度に基づき運営されている高齢者施設あるいは介護が必要な方のご家庭（在宅）で使用されています。また、要介護1以下の方は、利用者の自費でレンタルを利用される場合もあります。

今後、介護保険給付対象となる利用者の介護度が見直されることで、保険適用者が減少した場合には、介護保険が適用されないことによる利用控えが進み、福祉用具レンタルの解約や新規利用者の減少などにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業内容に関するリスク

有資格者の確保について

当社グループが利用者に提供する介護サービスの内容に応じて、看護師、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護福祉士、介護職員初任者研修修了者（旧ホームヘルパー2級）、福祉用具専門相談員等の有資格者によるサービスが義務付けられております。当社グループでは、有資格者の確保のため、給与や待遇の改善による労働環境の改善を図り、採用後においては、介護現場における実務経験に応じた段階的な技術の向上や上位資格の取得の推奨などに取り組んでおります。

しかし、いずれの職種においても、同業他社及び医療機関等と雇用関係で競合しているため、有資格者の確保が計画どおりに進まない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

安全管理及び健康管理について

当社グループの提供する介護サービスの利用者は主に要介護認定を受けた高齢者を対象としており、利用者の転倒事故の発生や状態急変といった体調悪化の危険が高いものと考えられます。また、感染症等が流行した場合には、利用者の体調悪化等によりサービスの提供を中止しなければならない状況が生じるおそれがあるほか、スタッフが感染した場合には稼働が不可能となる状況が生じるおそれがあります。当社グループでは、介護サービス手順のマニュアルによる標準化や社内研修の充実により、事故の発生防止や感染症の感染・拡大の防止、利用者の状態急変等の緊急時対策について積極的に取り組んでおりますが、万一サービス提供時に事故等が発生し、又は感染症が拡大し、当社グループの責任が問われた場合には、当社グループへの信用が低下し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害と災害発生時の対応について

当社グループで運営する施設や事業所においては、地震や水害等の大規模な自然災害及び火災等不測の災害が発生した場合に備え、各施設においてBCP（事業継続計画）を策定しております。しかし、万一災害等が発生した場合、業務を停止しなければならない状況が想定されます。また、入居されている利用者は主に要介護認定を受けた高齢者であるため、災害発生時に避難させることが困難となる危険性を有しております。当社グループでは、利用者が宿泊される全ての施設においてスプリンクラーを設置しております。また、災害時マニュアルを作成し周知徹底するほか、防火管理者等を選任し避難訓練や防火訓練を実施する等火災の予防や被害発生最小化に努めております。しかし、万一災害等が発生し、建物・設備が損傷しその修復に多大な費用が必要となった場合、あるいは、救助中による怪我等、利用者に被害が及ぶことで当社グループの責任が問われて信用が低下した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報管理及び情報セキュリティについて

当社グループが提供しているサービスは主に利用者個人を対象としているため、当社グループのスタッフは、利用者本人の既往症や病歴などを含む個人情報はもちろん、そのご家族等を含めた様々な個人情報に接することになります。これらの情報は、その機密保持について十分な配慮をしなければならないと認識しております。

また、事業遂行にあたり、ステークホルダーに関する様々な情報も有しております。経営上の内部情報の管理方法についての教育研修を定期的実施するほか、個人情報取扱規定、情報セキュリティ及び管理規定マニュアルを整備、また書類管理状況の確認、サイバー攻撃対策、SNSモニタリング等を実施し様々な機会での重要性を周知徹底しておりますが、万一情報漏えいが発生した際には、情報管理に関する法的責任を問われる可能性や当社グループへの信頼性が低下し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

食品の衛生管理について

当社グループでは、施設利用者への食事の提供及び厨房での調理受託業務を行っております。食事の提供においては、食中毒や感染症の発生の恐れ、高齢者特有の食物誤嚥事故等の発生や体調悪化等が生じる可能性があります。福祉施設では利用者の体調や体質に応じて、適切な調理方法や食材の選定が必要であり、流動食や食材に対するアレルギーなど個人別に指定された食事を正確に提供する必要があります。また、子会社のルルバ株式会社での調理受託業務においては、食品衛生法に基づき、厳正な食材管理及び衛生管理を実施し、食中毒や異物混入等を起こさないようにしております。

しかしながら、何らかの原因により食中毒や労働災害事故など重大な問題が発生した場合は、食品等の廃棄処分、一定期間の営業停止等を命じられ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

感染症の拡大について

当社グループは感染症に備えてサービス利用者及び従業員の安全と健康の確保、事業遂行の継続等について各施設においてBCP（事業継続計画）を策定しております。しかしながら、感染力が高く、致死性が高い等のウイルスによる感染症の拡大で生産・物流・人の移動制限といった社会経済活動の停止等により事業活動に支障が生じる可能性があります。また、施設内で集団感染が発生した場合には、当社グループの信用が低下し、施設の稼働率が低下することが考えられ、感染症に対する予防の観点からデイサービスなどの通いサービスを中心に、利用者が利用を控える可能性もあり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

介護施設の長期賃貸借契約について

当社グループは、介護施設及び事業所の開設にあたっては、土地及び建物等の設備投資が必要であることから、各施設の展開は土地の賃借を基本とした設備投資方針を採用しています。今後、事業環境の変化等により、当社の施設利用者が減少し、運営事業所の採算が計画を下回る等の状況により事業所の閉鎖を判断した場合、長期賃貸借契約の内容によっては、一定期間は撤退の制約が課せられ、これに反した場合は中途解約による違約金等の支払が発生し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保について

当社グループでは、福祉用具貸与及び介護サービス事業を安定的に拡大するため、有資格者を含めた適切な人材の確保に取り組んでおります。国内での介護従事者の不足に対応するため、海外の人材が国内で活躍できる体制の整備を行っております。ダイバーシティの推進において、人材の多様性にも取り組んでおりますが、これら人員が効果的かつ効率的に活動できるように、働きやすい環境を整備し管理することも必要となります。

当社グループにおいては、人材獲得に求人サイトや職員紹介制度を活用して積極的に取り組んでおりますが、今後人材の確保が計画どおり進まず人材の補充が必要になっても確保できないこと等により、既存施設ではサービス提供の規模縮小、新規の事業所ではオープン時期の順延などの影響が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の育成について

当社グループでは、運営施設や営業事業所の増加及び退職者の発生に伴い、従業員を継続的に採用しており、新規採用者に対しては、当社の経営理念に対する理解や業務におけるマナーを身につけるよう研修を行っております。また、新規採用者及び在籍従業員においても業務経験やスキルのレベルは様々ですので、職務に応じた職種別研修や階層別研修を実施しております。職務上必要な資格及び従業員のスキルアップの資格に対しては、資格取得支援として費用を会社負担（全額または一部補助）しております。また、業務に関連する各種研修の受講に関しても積極的な参加を推奨しております。当社グループにおいては、教育研修制度の充実を図り、従業員のスキルアップと離職率の低下に向けた制度の充実も図っておりますが、従業員の離職が継続した場合は人材育成コストの上昇や職場の質の低下により当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

労務問題について

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。入社時の研修や職務別研修など従業員のスキルアップをサポートする制度を導入して、従業員満足の向上と人材育成の強化によるサービスの向上に取り組んでおります。しかしながら、今後の労働条件の見直しが行われる中で労使の意見が相違した場合には、円滑な折衝を行えるように協議委員会等を設置して対応する必要があります。また、今後の労務関連の法令や労働条件の見直しに対応する場合、人件費や付随する経費の増加となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

重要な契約及びパートナーシップについて

当社グループでは、福祉用具の貸与商品の一部を第三者から仕入れていますが、一般的に長期仕入契約を締結することなく継続的な取引関係を維持しています。また、安定的な仕入れを継続するために仕入れ先を分散することを原則としていますが、仕入れ条件によっては特定の仕入れ先の比率が高まる場合があります。仮にこれらの仕入れ先から商品仕入れが困難になった場合は、在庫不足や新たな仕入れ先の開拓に時間を要することになり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他のリスク

風評等の影響について

当社グループの事業は、入居者様及びそのご家族様のみならず、地域住民の皆様や介護に係る方々からの信頼の下で成り立っております。社員には常日頃から経営理念を浸透させ、質の高い介護サービスを提供できるように教育・指導を行っております。しかしながら社員の不祥事等による何らかの理由で、社内・社外を問わず当社に対して不利益な情報や風評被害があった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

固定資産の減損リスクについて

当社グループは「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しております。介護施設等の新規開設時における固定資産の取得時において、社内の開設基準に基づいた評価プロセスを経て意思決定を行うとともに、開設後においてもその実績が計画どおりであることをモニタリングし、減損に関するリスクの低減に努めております。

しかし今後、資産の利用状況及び資産から得られるキャッシュ・フローの状況等の悪化が継続し、減損処理が必要となった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

有利子負債について

当社グループは、新規の介護施設の開設に伴う設備投資資金等を金融機関からの借入により調達してまいりましたので、総資産に対する有利子負債残高の割合は2025年3月期40.7%、2026年3月期36.9%と高い水準で推移しております。また、今後、新規施設の開設に伴い有利子負債依存度が相対的に高い水準で推移していくことが予想されます。

このような状況の中、金融情勢の変化などにより、計画どおりに資金調達ができず計画的なホーム開設が困難となる場合や、市場金利の上昇により資金調達コストが増大した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

ハラスメントについて

当社グループでは、人材不足に対応するために幅広く採用を行っております。そのため、世代間の価値観の相違や従業員の多様化により、ハラスメント等のリスクに対する適切な対応が必要となります。ハラスメントに対する理解を深めるために、事業部会議や職員会議などで勉強会を行い、啓発ポスターを掲示して一人一人が認識できるように取り組んでおります。

また、ハラスメントに関する専門の相談窓口や通報できる体制を整えており、発生の防止と適切な対処に取り組んでおります。しかしながら、当社グループ内でのハラスメント等の行為が発生した場合は、従業員の離職や当社グループへの信頼性が低下し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

コンプライアンスについて

当社グループが営む介護事業は介護保険法に基づき運営されており、公共性の高い事業分野であるため、当社グループの社会的信用が企業価値に大きな影響を及ぼすものと認識しております。当社グループでは、介護保険法に定められた運営基準や個人情報の保護、また理念や安全管理などのコンプライアンスの徹底による社会的信用の構築を図るため、当社のリスク・コンプライアンス推進委員会が中心となり「内部統制システムの構築に関する基本方針」「コンプライアンス経営行動基準」に沿って、当社グループのすべての役職員が法令及び社内規程等の遵守の徹底に取り組んでおります。また、内部での不正を抑止して是正するため、当社グループでは内部通報制度を整備、運用しております。しかし、このような施策を講じても関連する法令等への抵触や、利用者の尊厳を損なう様な不適切なサービスが発生した場合など、当社グループへの社会的信用が低下し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

大株主との関係について

当社の代表取締役会長である柳澤秀樹は、当社の大株主であり、親族と親族の資産管理会社である㈱カントリビューション及びSUN㈱の所有株式数を含めると、本書提出日現在で発行済株式総数の53.0%の議決権を所有しております。同氏は、安定株主として引続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求すると共に、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。また、当社と致しましても、同氏は安定株主であると認識しておりますが、将来的に何らかの事情により、大株主である同氏の株式が減少した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

社会福祉法人佐久平福祉会との関係について

当社の代表取締役会長である柳澤秀樹は、自身が生まれ育った地元地域において高齢者福祉施設及び介護老人保健施設の運営を目的に、2002年7月に社会福祉法人佐久平福祉会（長野県佐久市）を設立し、2020年9月末まで理事長に就任しておりました。当社グループと同法人との間で資本関係はありませんが、当社の代表取締役会長が同法人の運営に関わっていたことを考慮して、社内規程に基づき、同法人との取引の必要性、取引条件の妥当性等を慎重に検討した上で、取締役会の承認を得ることとしており、取引の適正性を確保する体制を築いております。また、取引額が関連当事者の開示に関する会計基準で定める水準になった場合には、取引状況を開示いたします。しかしながら、このような管理体制にも関わらず、取引の適正性が認められない取引が行われた場合には、当社グループの経営の健全性が保たれないこととなり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社株式の流動性について

当社の代表取締役会長である柳澤秀樹は、当社の大株主であり、親族と親族の資産管理会社である㈱カントリビューション及びSUN㈱の所有株式数を含めると、本書提出日現在で発行済株式総数の53.0%の議決権を所有しており、今後も当社株式の流動性の確保に努めることとしております。

今後は、当社グループの経営方針及び事業計画に基づき、事業規模並びに利益の成長を通じて企業価値の継続的向上並びに大株主への一部売出しの要請、ストックオプションの行使による流通株式数の増加等により流動性の向上を図っていく方針であります。しかし、株価の変動及び何らかの事情により、流動性が低下する場合には当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

利益還元について

当社グループでは、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、企業体質の強化と将来の事業展開のために内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的に業績の成長に見合った成果を配当することを基本方針としております。今後は、中長期的な視野での業績動向を踏まえて配当性向を高めていく方針とし、事業計画に沿った利益を計上することを前提として財務体質の強化を図り、財政状態及び経営成績を勘案しながら、2023年3月期より配当を実施いたしました。しかしながら、当社グループの業績が計画どおり進展しない場合等、当社グループの業績が悪化した場合には、継続的に配当を実施できない可能性があります。

東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準の適合について

当社は中期経営計画遂行による業績拡大の他、適切な株主還元とIR活動の実施によって株価の上昇を図り、企業価値の向上を目指すと共に、流通株式比率等が過度に低下しないように努めており、現在、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準に適合しております。

しかしながら、今後、経営環境の悪化等による業績不振や政治・経済情勢等の急激な変化による株価暴落等による流通株式時価総額の減少等で当社が東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準に適合しなくなった結果、当社株式の上場が維持できなくなり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

a．経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安が続いてインバウンド需要が高水準で推移し、企業業績は米国の関税政策の影響は限定的で円安等を追い風に底堅さが見られました。また、底堅い企業業績を背景に賃金は高水準で上昇しましたが、米等の生活必需品の価格が高止まり、さらには中東情勢の悪化を受けて原油価格が高騰する中、さらなる物価の高騰が懸念されて個人消費が伸び悩み、全体として景気の回復は進みませんでした。

国内の介護業界におきましては、高齢化が進み介護離職やヤングケアラー等の問題が顕在化し、介護業界の社会的責任が増大しております。また人手不足は深刻であり、介護サービスの職業有効求人倍率は厚生労働省資料の一般職業紹介状況(2026年2月分)によると3.46倍と高い数値で推移しており、サービスを担う人材確保に取り組むことは介護事業者の大きな課題となっております。また近年の物価の高騰と人件費の上昇は経営を圧迫しており、政府からの介護業界支援策として2025年度補正予算で介護事業者職員賃上げのための補助金制度が設けられましたが、不十分と言わざるを得ない状況となっております。

このような状況のもと当社グループは、人材不足の中、技能実習生や特定技能外国人の採用等を進めて介護人材の確保に努め、政府からの介護職員処遇改善支援補助金の活用等、介護職員の処遇改善を行いました。

また、当社グループの成長戦略の一環として、2025年6月にグループホーム1ヵ所（栃木県宇都宮市）を新規開設すると共に事業譲受により福祉用具営業所2ヵ所（長野県塩尻市・安曇野市）を取得し、営業を開始いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は11,533百万円（前連結会計年度比5.2%増）、営業利益は新設した介護事業所の初期投資費用等により634百万円（前連結会計年度比3.8%減）、経常利益は新設した介護事業所に関する地方自治体からの建設補助金の支給等により826百万円（前連結会計年度比21.7%増）、特別損失として介護事業所の減損損失140百万円を計上しましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は464百万円（前連結会計年度比14.3%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

（福祉用具事業）

福祉用具事業においては、ケアマネジャーや介護施設、利用者様等への訪問活動の他、新規利用者様の開拓にも注力した地域密着の営業活動が順調に推移しました。また、2025年6月に事業譲受により取得した営業所2ヵ所の営業を開始したことにより増収となりました。

セグメント利益は自社レンタル商品の仕入が引き続き高い水準を維持し、営業所2ヵ所の事業譲受の紹介手数料を計上したものの、増収効果で利益を確保して増益となりました。

これらの結果、当連結会計年度の福祉用具事業の売上高は4,974百万円（前連結会計年度比8.4%増）、セグメント利益は320百万円（前連結会計年度比2.3%増）となりました。

（介護事業）

介護事業においては、2025年6月のグループホーム1ヵ所の新規開設の他、既存介護事業所の営業を強化して入居者の確保に努めたこと等により増収となりました。

セグメント利益は食材費や人件費等が上昇する中、介護の原点に立ち返って介護技術や接遇の再習得、業務の見直し等を行ってコスト削減に努めましたが、一過性の費用としてグループホーム1ヵ所の新規開設費用や地方公共団体からの介護人材確保・職場改善等事業補助金等を原資とした賞与の費用計上により減益となりました。

なお、賞与の原資とした介護人材確保・職場改善等事業補助金等は補助金収入として営業外収益に計上しているため、経常利益ベースでは賞与の費用計上と補助金収入が対応しており、連結損益計算上は相殺されております。

以上の結果、当連結会計年度の介護事業の売上高は6,559百万円（前連結会計年度比2.8%増）、セグメント利益は313百万円（前連結会計年度比9.4%減）となりました。

b. 財政状態

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ468百万円増加し、9,327百万円となりました。流動資産は前連結会計年度末に比べ349百万円増加し、4,195百万円となりました。これは主として、現金及び預金の増加211百万円、売掛金の増加108百万円によるものであります。固定資産は前連結会計年度末に比べ118百万円増加し、5,131百万円となりました。主な要因は、建物及び構築物(純額)の増加88百万円、建設仮勘定の減少176百万円、のれんの増加60百万円、繰延税金資産の増加58百万円及びその他有形固定資産の増加35百万円があったことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ180百万円増加し、5,398百万円となりました。流動負債は前連結会計年度末に比べ149百万円増加し、2,577百万円となりました。主な要因は、未払金の増加36百万円、未払法人税等の増加82百万円及び賞与引当金の増加30百万円があったことによるものであります。固定負債は前連結会計年度末に比べ31百万円増加し、2,820百万円となりました。主な要因は、長期借入金の減少280百万円に対して、長期未払金の増加91百万円、資産除去債務の増加204百万円及びリース債務の増加13百万円があったことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ287百万円増加し、3,929百万円となりました。主な要因として、親会社株主に帰属する当期純利益464百万円の計上等による利益剰余金132百万円の増加、自己株式の取得93百万円及び自己株式の消却249百万円によるものです。自己資本比率は前連結会計年度末の41.1%から1.0ポイント増加し42.1%となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ161百万円増加し、当連結会計年度末には1,947百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は1,339百万円(前年同期は1,058百万円の獲得)となりました。これは、主に税金等調整前当期純利益685百万円、減価償却費386百万円による結果であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、410百万円(前年同期は使用した資金240百万円)となりました。これは、主に介護施設の新設等に伴う有形固定資産の取得による支出243百万円による減少の結果であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は766百万円(前年同期は資金使用した資金1,215百万円)となりました。これは、主に長期借入金の返済による支出313百万円、割賦債務の返済による支出257百万円、配当金の支払いによる支出82百万円及び自己株式の取得による支出93百万円による減少の結果であります。

仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
福祉用具事業(千円)	2,250,583	108.3%
介護事業(千円)	400,527	105.4%
合計	2,651,111	107.8%

(注) 金額は、仕入価格によっております。

受注実績

当社グループが行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載をしておりません。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(千円)	前年同期比(%)
福祉用具事業(千円)	4,974,095	108.4%
介護事業(千円)	6,559,809	102.8%
合計	11,533,904	105.2%

(注) 主な販売先については、総販売実績に対する販売割合が10%以上の相手先はありませんので、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、連結決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定の設定を行っております。

当社グループでは、介護施設の利用者数の状況や福祉用具の利用者数の推移の見積りを前提として、投資回収率や収益性に関する見積り及び判断について継続して評価を行っており、過去の実績や状況に応じて合理的と思われる様々な要因に基づいて見積り及び判断を行っております。また、その結果は資産・負債及び収益・費用の報告数値についての判断の基礎となります。これらの実際の結果は、見積りが有する不確実性のため、見積りと異なる場合があります。

詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績の分析

当社グループの当連結会計年度の経営成績につきましては、売上高は11,533百万円(前連結会計年度比5.2%増)となりました。福祉用具事業は既存の福祉用具営業所の営業が堅調に推移し、加えて事業譲受により福祉用具営業所2カ所を取得して営業を開始したこと、介護事業もグループホーム1事業所の新規開設と既存事業所で介護の原点に立ち返ってサービスの充実や見直しを行い、営業を強化したことが増加の主な要因です。

利益面においては売上総利益及び営業利益は、福祉用具事業で自社レンタル品仕入が高水準で推移し、事業譲受の仲介手数料の計上もありましたが、増収効果の他、事業譲受効果もあり増益となりました。介護事業は介護の原点に立ち返って事業運営の改善を図りましたが、物価高騰によるコストの増加、グループホーム1事業所の新規開設費用等で減益となり、福祉用具事業の増益分でカバーすることはできなかったため、営業利益は634百万円(前連結会計年度比3.8%減)となりました。また、経常利益はグループホーム1事業所の新規開設に係る建設補助金収入や介護人材確保・職場改善等事業補助金収入等により826百万円(前連結会計年度比21.7%増)となりました。特別損失として減損損失を計上しましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は464百万円(前連結会計年度比14.3%増)となりました。

セグメントごとの経営成績等に関する分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 経営成績等の状況 a. 経営成績の状況」に記載しております。

b. 財政状態の分析

「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況 b. 財政状態」に記載しております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

b. 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社における資金需要の主なものは、介護施設等の新規開設に伴う設備投資資金及び運転資金であります。運転資金としては、福祉用具事業におけるレンタル用商品の取得や、労務費、販売費及び一般管理費等であります。資金需要につきましては、主として内部留保資金及び営業活動によるキャッシュ・フロー、また金融機関からの借入金も併せて対応してまいります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に含めて記載しております。

経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております。

経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の推移について

当社グループは、介護を必要とする多くの方々へ介護サービスをご利用いただくうえで、継続的、長期的な企業価値の向上が重要であると認識しており、売上高と営業利益を重要な経営指標と位置づけております。サービス提供の拡大による売上高の増加と、サービス提供を維持するための適正な利益を獲得していくため営業利益の増加を目指します。

また、中期経営計画（2025年3月期～2029年3月期）の利益目標として営業利益に新設事業所整備補助金を加算した金額を調整後営業利益として設定しております。

さらに経営基盤の状況を見る上では、財務的視点から自己資本比率についても重要な指標と捉えております。

	第38期連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		第39期連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
	金額(千円)	前年同期比	金額(千円)	前年同期比
売上高	10,967,723	105.9%	11,533,904	105.2%
営業利益	659,678	125.1%	634,552	96.2%
調整後営業利益(注)	659,678	96.5%	695,830	105.5%
自己資本比率	41.1%	-	42.1%	-

(注) 調整後営業利益は営業利益に新設事業所整備補助金を加算した金額であります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度に当社グループが実施した設備投資の総額は282,184千円であり、福祉用具事業75,114千円、介護事業150,430千円、全社共通56千円の設備投資をそれぞれ実施いたしました。

主な設備投資の内容は、介護事業の2025年6月開設のグループホーム1カ所（「グループホームエフビーゆいの杜」栃木県宇都宮市）の建物附属設備及び備品等の増加であります。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2026年3月31日現在

セグメントの名称	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他		合計
本社	本社 (長野県佐久市)	本社機能	166,903	4,467	70,095 (5,133)	15,050	10,036	266,553	52 [5]
福祉用具事業	佐久営業所 (長野県佐久市) 他16事業所	福祉用具レ ンタル・販 売	35,781	-	40,196 (648)	41,295	2,288	119,562	264 [14]
	商品管理センター (長野県佐久市) 他1事業所	商品管理	233,667	-	30,459 (1,889)	-	43,665	307,792	9 [1]
介護事業	ケアライフ古里 (長野県上田市) 他50事業所	介護施設	1,855,368	18,338	223,048 (10,896)	11,635	43,591	2,151,982	353 [141]
	あったかほーむ日高 (群馬県高崎市) 他7事業所	介護施設	54,641	0	39,655 (2,365)	-	0	94,297	37 [11]
	グループホーム羽生 (埼玉県羽生市) 他10事業所	介護施設	260,399	12,152	9,000 (2,899)	3,682	6,071	291,305	65 [45]
	ケアライフゆいの社 (栃木県宇都宮市) 他7事業所	介護施設	723,278	6,145	- (-)	-	24,719	754,143	71 [25]
	ケアライフ春日 (新潟県上越市) 他12事業所	介護施設	340,218	6,076	- (-)	-	8,057	354,352	72 [19]

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定及び無形固定資産の合計であります。

3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。

臨時雇用者数(嘱託社員及びパートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は年間の平均雇用人数を[]内に
外数で記載しております。

4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

セグメントの名称	事業所名 (所在地)	設備の内容	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
本社	本社 (長野県佐久市)	土地	2,889	46,940
福祉用具事業	佐久営業所 (長野県佐久市) 他17事業所	土地・建物	64,144	222,459
	佐久営業所 (長野県佐久市) 他16事業所	車両他	93,665	113,186
介護事業	ケアライフ柳原 (長野県長野市) 他73事業所	土地・建物	171,031	2,606,481
	ケアライフ柳原 (長野県長野市) 他82事業所	車両他	72,969	113,412

(2) 国内子会社

2026年3月31日現在

会社名	セグメントの名称	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
ルルバ(株)	介護事業	ルルバ老健愛 の郷 (長野県佐久 市) 他12事業所	厨房	-	-	- (-)	-	408	408	38 [25]
(株)シルバーア シスト	福祉用具事 業	福祉用具事業 (東京都多摩 市)	福祉用具レ ンタル・販 売	-	-	- (-)	-	-	-	3 [-]
	介護事業	ふれあい多摩 ヘルパース テーション (東京都多摩 市) 他6事業所	介護施設	970	0	- (-)	-	606	1,576	22 [17]
スマートケア タウン(株)	介護事業	小規模多機能 型住宅介護梨 久保 (長野県岡谷 市) 他1事業所	介護施設	4,054	0	- (-)	884	221	5,160	6 [4]

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、無形固定資産の合計であります。

3. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。

臨時雇用者数(嘱託社員及びパートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は年間の平均雇用人数を[]内に外数で記載しております。

4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

会社名	セグメントの名称	事業所名 (所在地)	設備の内容	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
ルルバ(株)	介護事業	本社 (長野県佐久市)	車両	494	1,088
(株)シルバーア シスト	介護事業	本社 (東京都多摩市) 他5事業所	車両他	5,428	9,494
スマートケア タウン(株)	介護事業	本社 (長野県岡谷市) 他1事業所	車両他	119	884

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手予定 年月	完了予定 年月	完成後 の増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
当社	グループホーム エフビー御嶽堂第 2 (長野県上田市)	介護事業	建物及び 構築物等	70,116 (注2)	-	自己資金	2026年 10月	2027年 3月	(注3)

- (注) 1. 当社の既介護事業所「ケアライフ御嶽堂」(住宅型有料老人ホーム)を改修してグループホームに転換する
 ものであります。
2. 介護施設等を新設した場合、一定の基準のもとに自治体より建設助成金を受領することとなりますが、上
 記投資予定金額は、当該助成金収入により充当される金額を控除せず記載しております。
3. 長野県上田市の公募による事業所指定を1ユニット(定員9名)で受けております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2026年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2026年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	2,436,700	2,436,700	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数は100株でありま す。
計	2,436,700	2,436,700	-	-

- (注) 1. 2025年3月25日開催の取締役会において会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決議し、2025年4月9日に普通株式 160,000株を消却いたしました。
2. 2025年8月25日開催の取締役会において会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決議し、2025年9月9日に普通株式 48,300株を消却いたしました。
3. 2025年12月3日開催の取締役会において会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を決議し、2025年12月18日に普通株式 31,000株を消却いたしました。
4. 提出日現在の発行数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

(第1回新株予約権)

2021年3月17日臨時株主総会決議

決議年月日	2021年3月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 63 [62]
新株予約権の数(個)	117,450 [116,950]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 117,450 [116,950]
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,709 (注) 1、2
新株予約権の行使期間	自 2023年3月18日 至 2031年3月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,709 (注) 1、2 資本組入額 854.5
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、従業員、顧問、社外協力者その他これに準じる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。新株予約権の行使は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2026年3月31日)における内容を記載しております。なお、当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2026年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合、またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとします。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定します。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権割当契約書に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。

(6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとします。

(7) 取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。

(8) 組織再編行為の際の取扱い

新株予約権割当契約書に準じて決定します。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年4月6日 (注1)	350,000	2,550,000	225,400	415,400	225,400	405,400
2022年5月9日 (注2)	126,000	2,676,000	81,144	496,544	81,144	486,544
2025年4月9日 (注3)	160,000	2,516,000	-	496,544	-	486,544
2025年9月9日 (注4)	48,300	2,467,700	-	496,544	-	486,544
2025年12月18日 (注5)	31,000	2,436,700	-	496,544	-	486,544

(注) 1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)によるものであります。

発行価格 1,400円

引受価額 1,288円

資本組入額 644円

2. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)によるものであります。

割当価格 1,288円

資本組入額 644円

割当先 野村證券株式会社

3. 2025年3月25日開催の取締役会決議により自己株式を消却し、発行済株式総数が減少しております。

4. 2025年8月25日開催の取締役会決議により自己株式を消却し、発行済株式総数が減少しております。

5. 2025年12月3日開催の取締役会決議により自己株式を消却し、発行済株式総数が減少しております。

(5) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	15	32	12	3	1,127	1,192	-
所有株式数(単元)	-	994	476	6,488	539	68	15,774	24,339	2,800
所有株式数の割合 (%)	-	4.08	1.96	26.66	2.21	0.28	64.81	100	-

(6) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
柳澤 秀樹	長野県佐久市	365,000	14.97
(株)カントリビューション	長野県佐久市長土呂970番地 5	300,000	12.31
SUN(株)	長野県佐久市長土呂997番地 2	200,000	8.20
柳澤 美穂	長野県佐久市	165,000	6.77
柳澤 瞬	東京都練馬区	100,000	4.10
柳澤 翔	長野県佐久市	100,000	4.10
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目 8 番12号	81,000	3.32
柳澤 陽子	長野県佐久市	62,900	2.58
エフビーグループ従業員持株会	長野県佐久市長土呂159番地 2	56,844	2.33
フランスベッドホールディングス(株)	東京都新宿区西新宿六丁目22番 1 号	55,000	2.25
計	-	1,485,744	60.97

(注) 当事業年度末現在における上記大株主の所有株式数のうち、信託業務の株式数については当社として把握することができないため記載しておりません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,433,900	24,339	-
単元未満株式	普通株式 2,800	-	-
発行済株式総数	2,436,700	-	-
総株主の議決権	-	24,339	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

従業員株式所有制度の概要

当社は、従業員が自社株式を定期的に取得・保有し、従業員の企業価値向上への意識と企業への帰属意識を高め、中長期的な資産形成の一助となるように福利厚生を目的として、従業員持株会制度を導入しております。

従業員持株会に取得させる予定の株式の総数

特段の定めは設けておりません。

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

当社と当社子会社の従業員に限定しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年8月18日)での決議状況 (取得期間 2025年8月19日~2025年8月19日)	55,000	59,785,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	55,000	59,785,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0

(注)東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による取得を決議しましたが、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けは、2025年8月19日をもって終了し、不成立となりました。

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年8月25日)での決議状況 (取得期間 2025年8月26日~2025年8月26日)	55,000	64,075,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	48,300	56,269,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	6,700	7,805,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	12.2	12.2
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	12.2	12.2

(注)東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による取得であります。なお、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けは、2025年8月26日をもって終了いたしました。

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2025年12月3日)での決議状況 (取得期間 2025年12月4日~2025年12月4日)	31,000	37,665,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	31,000	37,665,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注)東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による取得であります。なお、自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付けは、2025年12月4日をもって終了いたしました。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	239,300	249,294,500	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移 転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして認識し、株主への配当を安定かつ継続的に実施することを基本方針といたします。一方、事業展開と経営基盤の強化を図るための内部留保資金の拡充も重要な経営課題の一つと認識しているため、当面、自己資本比率が50%未満の間は連結配当性向25%を目指す所存です。

剰余金の配当を行う場合は、中間配当と期末配当の年2回を基本方針といたします。当社は毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、中間配当を行うことができる旨を会社法第454条第5項の規定に基づき定款に定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、1株当たりの中間配当を13円実施し、2026年6月26日開催予定の定時株主総会では、業績の拡大や株主に対する利益還元等を総合的に勘案して、1株当たりの期末配当を5円増配の25円で上程しております。定時株主総会で承認決議されますと期末配当は25円となり、1株当たりの年間配当額は合計38円となります。その結果、当事業年度の連結配当性向は20.3%になる予定であります。

基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2025年11月14日 取締役会決議	32,080	13
2026年6月26日 定時株主総会決議(予定)	60,917	25

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、事業環境の変化に対応した迅速な意思決定を重視し、経営の効率性を高めるとともに、永続的な事業発展、持続的な企業価値の増大、株主及び顧客をはじめとするステークホルダー（利害関係者）からの信頼を得るため、経営の健全性確保ならびにコンプライアンス（法令遵守）の徹底によりコーポレート・ガバナンス体制の構築を目指します。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ．企業統治の体制の概要

当社は取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、監査等委員会設置会社を採用しております。

当社は会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会の他、監査等委員会、会計監査人を設置するとともに、監査等委員である取締役については、独立性の高い社外取締役を登用しております。

また、執行役員制度の導入などにより、外部環境の変化に柔軟かつ迅速に対応できる業務執行体制も整備しております。

ア．取締役会

取締役会は9名の取締役で構成され、毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令で定められた事項、及び経営に関する重要な事項を決定するとともに、当社グループ全般に係る経営課題を対処し、業務の執行状況を監督する機関と位置付けております。また、迅速な意思決定が必要となる事項が生じた場合には、随時取締役会を開催し、十分な議論のうえで経営の意思決定を行っております。具体的な検討内容としては、年次利益計画や業績進捗、取締役候補者の選任や経営の諸問題等であります。

当事業年度の個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役会長	柳澤 秀樹	17回	17回
代表取締役社長	柳澤 美穂	17回	17回
取締役	依田 大利	17回	17回
取締役	二之宮 修	17回	17回
取締役	寺尾 文孝	17回	14回
取締役（監査等委員・常勤）	佐々木 秀男	17回	17回
取締役（監査等委員・社外）	木内 均	17回	17回
取締役（監査等委員・社外）	一宮 なほみ	17回	15回
取締役（監査等委員・社外）	嶋方 拓郎	17回	17回

（注）当事業年度末現在の役名を記載しており、開催回数は取締役の在任期間中に開催された取締役会の回数を記載しております。

イ．監査等委員会

当社は、監査等委員会を設置しており、監査等委員は4名、うち3名は社外取締役であります。監査等委員会は、原則として1ヶ月に1回開催しております。

監査等委員は、取締役会のほか、グループ会社で開催されているものを含め重要な会議に出席し、取締役の職務遂行について厳正な監視を行うとともに、積極的に意見を述べており、意思決定の過程や取締役の業務執行状況について確認ができる運営体制となっております。

c. 会計監査人

当社は、かなで監査法人との間で監査契約を締結し、適時適切な監査を受けております。なお、会計監査人、監査等委員会と内部監査室は定期的な会合をもち、相互の監査結果などについて説明と報告を行い、監査品質の向上を図っております。

d. 内部監査室

内部監査については、内部監査室 室長代理と室員3名で構成されており、内部監査室が「内部監査規程」及び年間監査計画に基づき定期的を実施しております。監査結果は代表取締役社長、取締役会及び監査等委員会に報告するとともに、被監査部門に対する具体的な指導とフォローアップを行っております。

e. リスク・コンプライアンス推進委員会

当社は、コンプライアンス違反が懸念される事象に適切に対応するとともに、当社のコンプライアンスの推進に資することを目的として、リスク・コンプライアンス推進委員会を設置しております。構成員は、委員長は代表取締役社長とし、他に代表取締役会長、取締役IR企画管掌、取締役経営管理本部長、総務部長としております。監査等委員は推進委員会に出席し意見を述べることができることとしております。推進委員会は半期に一度以上定期開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。コンプライアンス違反が懸念される事象について審議を行い、取締役会に報告又は提言を行っております。また、提言に基づく是正措置により、全社的なコンプライアンス体制の整備に取り組んでおります。

f. 指名報酬諮問委員会

指名報酬諮問委員会は、取締役の選解任と取締役候補の指名、及び、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に任意の諮問機関として2022年5月31日より設置しており、現時点では必要に応じて不定期に開催しております。指名報酬諮問委員会は、取締役会の決議により選任された取締役3名以上で構成いたします。具体的な検討内容としては、取締役の適格性や職務分担、報酬額の妥当性等であります。

当事業年度の個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役名	氏名	開催回数	出席回数
取締役（監査等委員・社外）〔議長〕	木内 均	1回	1回
代表取締役社長	柳澤 美穂	1回	1回
取締役（監査等委員・社外）	一宮 なほみ	1回	1回

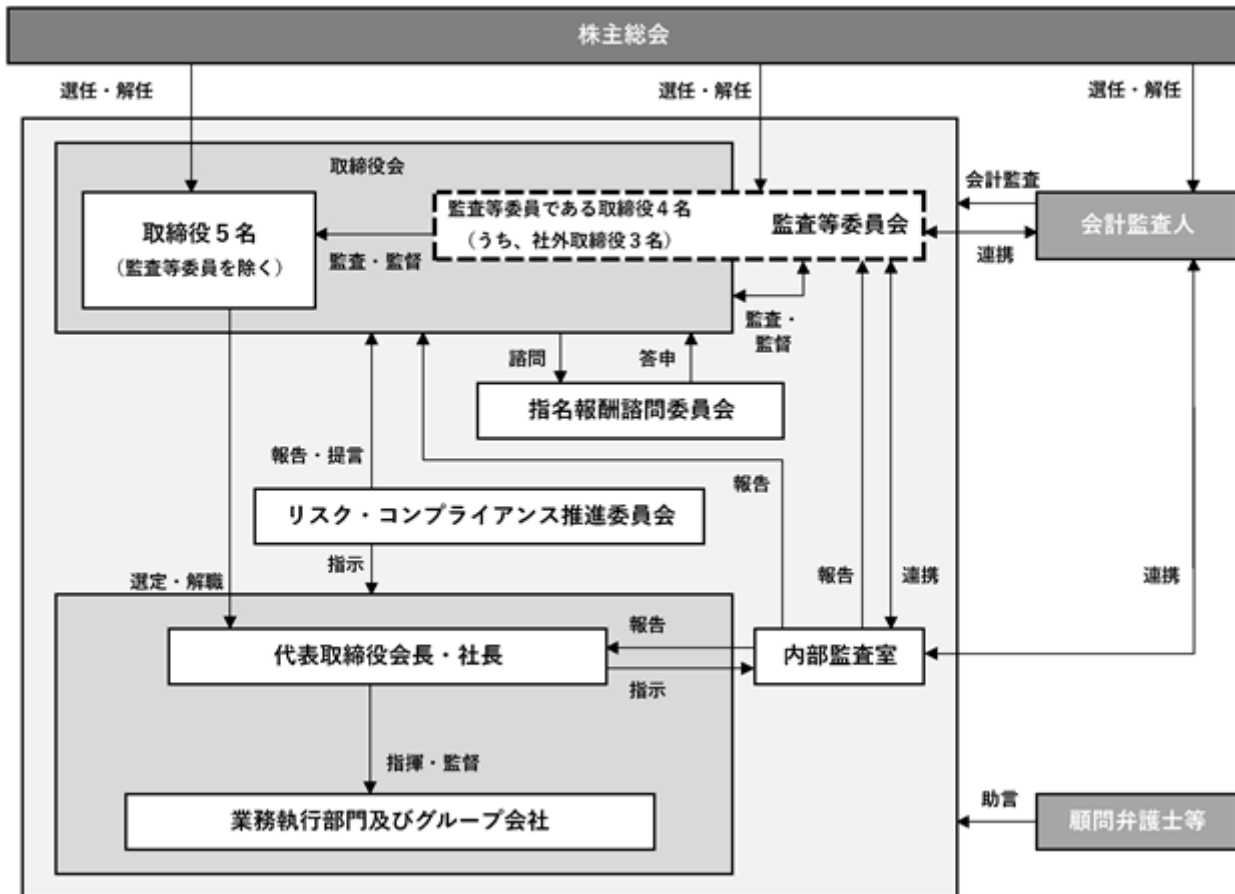
（注）当事業年度未現在の役名を記載しております。

ロ. 当該体制を採用する理由

当社では、経営の透明性及び健全性を確保するとともに、意思決定の迅速化を図るために監査等委員会設置会社を採用しております。監査等委員会では豊富な経験や専門性、独立性を有する複数名の社外取締役（監査等委員）の選任により、監督機能を強化しております。また、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬諮問委員会を設置し、取締役会による役員人事及び役員報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保することで、一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

八．コーポレート・ガバナンス体制図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要図（2026年6月25日現在）は以下のとおりであります。



二．内部統制システムの整備の状況

当社は、職務分掌規程及び職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くようなリスクマネジメントを行っております。なお、当社が定める「内部統制システム構築の基本方針」の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役に対しては、各監査等委員が職務執行を法令及び定款と照らして監視を行うとともに、決裁審議において非適合の事象を確認の際は、意見をを行い、執行前に防止する体制としております。使用人に対しては、経営方針書を示し、この運用を行っております。また、定款に適合しない行為が発生することを防止するため、決裁権限を職務権限規程で定め、執行前の段階で稟議等による審査を受けなければ執行できない体制としております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行に係る情報については、「職務権限規程」に基づき、稟議書が作成され、当該稟議書は決裁システム内にデジタルデータとして保存しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社役員及び関係会社の代表取締役で構成されているリスク・コンプライアンス推進委員会において、リスクの洗い出しとその評価を行い、その対応策を検討・実施決定を図っております。また、未知の新たなリスクについては、その事象及び確認されているリスクが顕在化あるいはその兆候が発生した折には、当社役員及び関係会社の代表取締役は当会議に報告し、現状対応策における不足の有無を確認し、不足の有る場合は、その対処を検討・実施する体制としております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
中期経営計画及び単年度計画を策定し、適正に経営管理を行っております。
取締役の職務の執行が効率的に行われるために必要である適正な業務分掌は「業務分掌規程」及び「職務権限規程」において整備しております。
- (5) 当社並びに関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
内部監査室を設置するとともに、「内部監査規程」を設けて業務の適正を確保しております。内部監査室は、被監査部門から独立した部門として、監査の事務を司る部門としております。
当該部門は、「内部監査規程」に基づき監査を行い、その結果を代表取締役に報告しております。
- (6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員が補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員補助員として使用人を置くこととする。当該使用人は、監査等委員の指示によりその業務を行う。
当該使用人の人事考課・異動その他の人事に関する事項の決定は、事前に常勤監査等委員の同意を得ることにより、当該使用人の独立性を確保しております。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制及びその他監査等委員への報告に関する体制
代表取締役及び取締役は、取締役会その他の者が出席する重要な会議において、随時その職務の執行状況等を速やかに報告しております。
取締役及び使用人は当社に著しい損害を及ぼす事実、不正行為、又は法令に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査等委員に速やかに報告しております。
- (8) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、監査を実効的に行うために必要と判断した時は、取締役及び使用人に対し職務の執行状況について報告をいつでも求めることができる。報告を求められた取締役及び使用人は、その求めに応じて速やかに報告しなければならない。
監査等委員は取締役会のほか、重要な会議と監査等委員が判断した会議には出席をし、必要に応じて意見を述べることもできるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧できるようにしております。
- (9) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
当社グループは、社会の秩序、企業の健全な事業活動の脅威となる反社会的な団体・個人とは一切の関係を持たず、一切の利益を供与致しません。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
(a) 経理業務に係る規程等を整備するとともに、金融商品取引法及びその他の関係法令等を遵守して、財務報告の信頼性を確保するための体制の充実を図るものとする。
(b) 内部監査による継続的なモニタリングにより、財務報告の適正性の確保に努めるものとする。

企業統治に関するその他の事項

イ．リスク管理体制の整備状況

当社では、代表取締役社長を委員長としてリスク・コンプライアンス推進委員会を設置しております。内部統制における重要な点のひとつがリスク管理であると考えております。そこで「コンプライアンス・リスク管理規程」を定め、全社的リスクの識別、評価及びリスク対応策を決定するとともに、運用の徹底を図っております。リスク管理委員会は、事業環境の変化等による新たなリスクの可能性が生じた場合やリスク発生の兆候を把握した場合は随時開催しております。リスクを積極的に予見することにより、会社に及ぼす影響を最小限に抑えるための体制作りを推進しております。

ロ．取締役の責任免除

当社では、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に果たすことができるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる旨を定款に定めております。

ハ．責任限定契約の内容の概要

当社では、社外取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約では、会社法第425条第1項に規定する最低限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限定されます。

ニ．取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役は除く。）9名以内とし、当社の監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

ホ．取締役の選任の決議要件

当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任いたします。また、取締役の選任決議について議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

ヘ．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ト．子会社業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、事業展開及び事業計画の進捗を把握・管理するため、当社が定める関係会社管理規程その他必要な規程に基づき、特定な事項については当社にて事前の承認を行う体制としております。子会社に対しても監査等委員及び内部監査室が規程に基づき必要な監査を行うものとしております。

チ．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査等委員、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害が補填されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

リ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

ヌ．自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を遂行することを可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ル．取締役への委任

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款に定めております。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

2026年6月25日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性 7名 女性 2名 (役員のうち女性の比率22.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	柳澤 秀樹	1949年12月30日	1970年2月 フランスベッド販売(株) 入社 1987年4月 エフビー信州(株)(現 エフビー介護サービス(株))設立 代表取締役社長 2002年7月 社会福祉法人佐久平福祉会 設立 理事長 2018年10月 当社代表取締役会長兼社長 2022年9月 当社取締役 2023年6月 当社代表取締役会長(現任)	(1)	865,000 (3)
代表取締役社長	柳澤 美穂	1973年11月24日	1996年4月 アイフル(株) 入社 1998年10月 (株)武富士 入社 2004年9月 当社 入社 2015年6月 当社 取締役 2017年12月 ルルバ(株) 代表取締役 2018年8月 当社 常務取締役 人材育成/保険外事業 管掌 2020年7月 スマイル薬局(株) 代表取締役 2020年10月 当社 常務取締役 人事部長 2021年6月 当社 取締役副社長 2022年9月 当社 代表取締役社長(現任) 2023年7月 スマートケアタウン(株) 代表取締役(現任) 2023年9月 (株)シルバーアシスト 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) スマートケアタウン(株) 代表取締役 (株)シルバーアシスト 代表取締役	(1)	165,000
取締役 I R 企画管掌	依田 大利	1961年11月24日	1984年4月 上田商工信用組合 入所 2002年9月 当社 入社 本社 管理課長 2007年4月 当社 本社 総務課長 2013年4月 当社 介護事業部 部長 2019年12月 当社 社長室 参事 2022年11月 当社 執行役員 社長室 室長 2023年2月 当社 取締役 I R 企画室 室長 2023年6月 当社 取締役 I R 企画管掌(現任)	(1)	100
取締役経営管理本部長	二之宮 修	1970年9月8日	2000年10月 日本ビジネステレビジョン(株) (現: J B T V(株))入社 2015年1月 同社 執行役員 2015年10月 (株)アシスト(現: J B T V(株))取締役 2022年2月 オンコセラピー・サイエンス(株) 管理本部長 2023年1月 当社 入社 経理財務部長 2024年6月 当社 取締役 経営管理本部長 (現任) 2025年6月 ルルバ(株) 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) ルルバ(株) 代表取締役	(1)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	寺尾 文孝	1941年5月2日	1966年6月 警視庁第一機動隊退職 1967年4月 秦野章事務所兼務 秦野章私設秘書 1987年4月 日本ドリーム観光(株) 代表取締役副社長 1987年5月 (株)横浜ドリームランド 代表取締役 1999年1月 日本リスクコントロール(株) 代表取締役社長(現任) 2023年2月 当社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 日本リスクコントロール(株) 代表取締役社長	(1)	-
取締役 (常勤監査等委員)	佐々木 秀男	1964年12月24日	1989年3月 医療法人研成会 入職 1995年4月 社会福祉法人みまき福祉会 入職 2001年1月 社会福祉法人ちいさがた福祉会 入職 2005年4月 特定非営利活動法人のんびり 入職 2006年1月 (株)ミヤマ 入社 介護部長 2019年4月 当社 入社 内部監査室 室長 2023年2月 当社 取締役(常勤監査等委員) (現任)	(2)	-
取締役 (監査等委員)	木内 均	1964年8月3日	1988年4月 松下政経塾入塾 1993年4月 佐久市議会議員 (2期) 2003年4月 長野県議会議員 (2期) 2012年12月 衆議院議員 [自由民主党] (2期) 2018年1月 大樹総研株式会社 特別研究員 2019年3月 自由民主党 幹事長特別参与 2019年8月 銀座パートナーズ(株) 代表取締役 役員(現任) 2020年11月 ワイズコンサルティング(株) 取締役 専務(現任) 2023年2月 当社 取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 銀座パートナーズ(株) 代表取締役 ワイズコンサルティング(株) 取締役 専務	(2)	-
取締役 (監査等委員)	一宮 なほみ	1948年11月22日	1974年4月 横浜地方裁判所判事補 1985年4月 東京地方裁判所判事 1989年11月 司法研修所教官(民事裁判) 1994年4月 東京高等裁判所判事 2005年12月 水戸地方裁判所所長 2011年1月 仙台高等裁判所所長官 2013年6月 人事官 2014年4月 人事院総裁 2021年7月 弁護士登録 東京弁護士会所属一宮なほみ法律事務所 代表弁護士 (現任) 2022年5月 瑞宝大綬章受章 2023年2月 当社 取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 一宮なほみ法律事務所 代表弁護士	(2)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	嶋方 拓郎	1981年8月6日	2007年12月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 2012年1月 公認会計士登録 2015年6月 嶋方会計事務所 所長(現任) 2016年7月 ㈱マーベルコネクト(現 アカウンティア㈱) 代表取締役(現任) 2016年8月 ㈱軽子坂パートナーズ入社 2019年11月 and factory ㈱監査役 2021年5月 ㈱LINK-US 監査役(現任) ㈱トレッタキャッツ 監査役 2022年6月 ツクリンク㈱監査役(現任) 2022年11月 M&Aロイヤルアドバイザー ㈱ 監査役(現任) 2024年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 嶋方会計事務所 所長 アカウンティア㈱ 代表取締役 ㈱LINK-US 監査役 ツクリンク㈱ 監査役 M&Aロイヤルアドバイザー ㈱ 監査役	(2)	-
計					1,030,100

- (1) 任期は、2025年6月27日開催の定時株主総会終結のときから選任後1年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の時までであります。
- (2) 任期は、2024年6月27日開催の定時株主総会終結のときから選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の時までであります。
- (3) 取締役 柳澤秀樹の所有する当社の株式の数は、同氏の資産管理会社が所有する株式数を含めて記載しております。
- (注) 1. 監査等委員である取締役 木内均及び一宮なほみ、嶋方拓郎は、社外取締役であります。
 2. 代表取締役社長 柳澤美穂は、代表取締役会長 柳澤秀樹の長女であります。
 3. 当社は取締役会の意思決定・業務執行の監督と業務執行を明確に区分することによる経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は2名で、福祉用具事業部長 中澤幸雄、商品管理センター長 中嶋伸一郎で構成されています。

社外役員の状況

当社は監査等委員3名が社外取締役であります。

社外取締役（監査等委員）木内均においては、政治家としての長年の活動の中で培われたネットワーク力を有しており、当社のビジネスが介護保険制度という公的な制度に基づくものであるという性質に鑑み、行政に関連する視点で当社の経営を見ることが期待できることから監査等委員として選任しております。なお、同氏と当社及び当社グループとの間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係は有しておりません。

社外取締役（監査等委員）一宮なほみにおいては、裁判所判事として長年にわたり法律分野に関わっていることに加え、人事院総裁を経験しており、法律家としての視点だけでなく組織運営の視点からも当社の経営を見ることができると判断し、当社の経営に対する客観的かつ適切な監視が期待できることから監査等委員として選任しております。なお、同氏と当社及び当社グループとの間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係は有しておりません。

社外取締役（監査等委員）嶋方拓郎においては、公認会計士として企業会計に精通する専門家の豊富な知識と経験を有し、数多くの企業の会計監査や株式上場準備支援等に携わり、また、監査役としての経験も有しています。当社では特に会計税務における経営監督機能の強化の観点から、会社経営の視点で有益な指摘や意見をいただくことができると判断し、監査等委員として選任しております。なお、同氏と当社及び当社グループとの間に人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係は有しておりません。

当社は役員の独立性を、当社の経営から独立し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役が、東京証券取引所が定める「独立性判断基準」を満たしたうえで、当社の事業において独立した立場で有益な監視を行うことができるかどうかという観点から判断しており、上記の社外取締役（監査等委員）3名がいずれも役員の独立性を満たしていると考えております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査人監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員は3名が社外取締役であります。監査等委員監査及び内部監査の組織は、監査等委員4名及び内部監査室4名により構成されております。内部監査室は、財務報告に係る内部統制評価の方法に関して会計監査人から助言を受け、整備及び運用の評価を実施しております。また、内部監査室は監査等委員会と連携を図りながら、各部門に対して内部統制全般に係る業務監査を実施し、代表取締役及び監査等委員会にその結果を報告しております。監査等委員は、期初に策定した監査計画に基づき、業務全般にわたる監査を実施しております。また、監査等委員は取締役会に常時出席しているほか、常勤監査等委員は社内の会議にも積極的に出席し、法令違反、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無について重点的に監査しているほか、内部統制部門である管理部門に対して、内部統制に関する何らかの疑義が生じた際に、その都度ヒアリングを実施し、協議することにより相互連携を図っております。会計監査人は、監査計画及び監査経過に関して監査等委員と意見交換を行い、相互連携を図っております。

内部監査と監査等委員監査及び会計監査との相互連携は、お互いの監査の実施状況や結果の要点を情報交換する会議（三様監査会議）を半期ごとに開催することにより、それぞれの監査の状況、監査の要点などを共有し、見落としや漏れを防ぐとともに、重大事象についての情報共有を図っております。会計監査人による代表取締役に対する監査結果の報告は、事前に監査等委員に説明を行っております。

非常勤の監査等委員は会計監査人の監査計画を把握し、会計監査人の監査体制及び監査の方法並びに内部統制の状況等について、定期的に説明を受けております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は取締役（監査等委員）4名（社外取締役3名含む）で構成されており、うち1名の常勤監査等委員（社内）を選定しております。監査等委員による監査は、期初に各監査等委員が監査対象とする主な範囲を決定し、監査計画を基に実施しています。財務・会計関連、法務関連、ガバナンス関連と各委員の専門知識と知見による分担がなされ、すべての監査結果は監査等委員会において共有されるとともに、取締役会への報告と必要な提言がなされています。

現在の常勤の監査等委員は、佐々木秀男は内部監査室 室長を経験し介護保険事業において豊富な経験を有し、介護保険制度に精通し、当社の状況を十分に把握しております。

常勤の監査等委員の活動として、取締役会を含む重要会議の他、社内会議への出席、事業所の往査、意見聴取等を行い、重点事項に関しては取締役会に報告を行っております。また、監査の実効性を高めるため内部監査室や会計監査人とも連携のうえ監査を実施しております。

なお、監査等委員嶋方拓郎は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当社は、監査等委員会を原則月1回定例にて開催し、その他必要に応じて臨時にて開催しております。当事業年度においては監査等委員会を13回開催しており、具体的な検討内容としては、年度監査方針・計画の策定及び業務分担、会計監査人の監査の評価、当社グループのコーポレート・ガバナンスや内部統制システムの整備・運用状況、取締役会の議題の事前共有、経営に波及する諸問題等であります。

個々の監査等委員の出席状況は以下のとおりであります。

役名	氏名	開催回数	出席回数
取締役（監査等委員・常勤）	佐々木 秀男	13回	13回
取締役（監査等委員・社外）	木内 均	13回	13回
取締役（監査等委員・社外）	一宮 なほみ	13回	12回
取締役（監査等委員・社外）	嶋方 拓郎	13回	13回

（注） 当事業年度末現在の役名を記載しております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査室が担当しており、その人員は4名で実施しております。「内部監査規程」に基づき必要に応じて経理課または総務課の適任者に監査業務の一部を担当させることができることとしており、内部監査実施につき支援可能な体制が確立しております。

内部監査は、社内会議への出席、各事業所の往査や決裁文書の閲覧を中心に、当社の組織、制度及び業務が経営方針、法令、定款及び規則・規程等に準拠し、効率的に運用されているかを検証、評価及び助言・指導することにより、公正な運営、誤謬及び事故の未然防止、正常な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善・向上を図り、経営効率の増進に資することを目的としており、「内部監査規程」に基づきこれを実施しております。

内部監査の実施後は、随時、代表取締役社長及び監査等委員会に監査結果の内容を報告すると共に毎月、原則として開催する取締役会で監査結果の内容を報告して、役員の内部監査への意識を高めると共に問題点の共有と解決に取り組み、被監査部門には指導改善を行った後、フォローアップ監査を実施して実効性を高めております。

また、内部監査室は、監査等委員及び会計監査人とお互いの監査の実施状況や結果の要点を情報交換する会議（三様監査会議）を半期ごとに開催することにより、それぞれの監査の状況、監査の要点などを共有し、見落としや漏れを防ぐとともに、重大事象についての情報共有を図り、内部監査の充実、効率化に役立てております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

かなで監査法人

b. 継続監査期間

2024年3月期からの3年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 若月 健

指定社員 業務執行社員 筑紫 徹

d. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士8名及びその他の監査従事者4名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定に際しては、監査法人の専門性、独立性や監査費用の合理性などを総合的に勘案して判断することとしており、当該方針に基づき適任であると判断したため、当該監査法人を選定しております。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任、または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告するものいたします。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員及び監査等委員会は、監査法人に対しての評価を行っております。監査法人の品質管理体制や監査チームの独立性、専門性及び監査等委員や経営者とのコミュニケーションなどを評価した結果、当該監査法人の職務遂行は問題ないと判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	34,500	-	34,500	820
連結子会社	-	-	-	-
計	34,500	-	34,500	820

(当連結会計年度)

提出会社における非監査業務の内容は人事研修業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、監査法人との協議を経たうえで決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画に基づく監査報酬の算定根拠、監査計画の概要を確認し、また職務の遂行状況等について検討した結果、報酬等は妥当な水準であると判断したからであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。報酬体系は基本報酬と非金銭報酬等により構成し、基本報酬は「役員規程」に定める内容に準じるものとしております。

役員の報酬の総額は、株主総会の決議により定め、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する配分は、取締役会に諮り、決定するものとしております。

常勤取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、原則として従業員給与の最高額を基準とし、役職による区分により報酬レンジを役位別に決定しております。なお、代表権に対する報酬は別建てとして加算しております。報酬のレンジの適用については、各役員別に以下の諸項目を勘案して、定めるものとしております。

- (1) 当社及び当社グループの業績
- (2) 事業計画達成状況及び達成への貢献度
- (3) 企業価値向上への功績
- (4) その他（就任時の事情等）

取締役（監査等委員である取締役）に対する配分は、「監査等委員会規則」に基づき決定しております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、基本方針に定める(1)～(3)の評価分類を5項目に分類し、役位に応じた評価基準を定め、評価に基づき報酬テーブルを参照して決定しております。

- (1) 当社及び当社グループの業績
 - A 収益レベル（経常利益額）
 - B 内部留保額（純資産額）
- (2) 事業計画達成状況及び達成への貢献度
 - C 定量目標（経常利益達成率）
 - D 定性的評価
- (3) 企業価値向上への功績（過年度からの寄与など）
 - E 取締役在任期間

3. 非金銭報酬等の個人別の内容の決定に関する方針

当社取締役が業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、非金銭報酬等としてストックオプションを付与することとしております。ストックオプションの付与に際しては、当社と同程度の事業規模や業種に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年8月31日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内（決議時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名）と決議しております。

当社の取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年8月31日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内（決議時の監査等委員である取締役の員数は3名）と決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役会から諮問を受けた指名報酬諮問委員会が株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内かつ報酬等に関する諸規定に基づき作成した報酬案を作成し、監査等委員会に示して意見を求め、監査等委員会からの意見を踏まえたうえで取締役会に答申し、取締役会で決定しております。全出席役員の意見を十分に尊重して決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員の個別の報酬額については、株主総会の決議により承認された報酬等の総額の範囲内で、監査等委員が協議の上、決定しております。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	51,000	51,000	-	-	-	5
取締役(監査等委員) (監査等委員である社外取締役を除く)	6,000	6,000	-	-	-	1
社外役員	9,000	9,000	-	-	-	3

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、もっぱら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とするものを「純投資目的である投資株式」、それ以外の株式で政策的に必要と判断し保有する株式を「純投資目的以外の目的である株式投資」と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、配当・キャピタルゲイン、取引から得られる利益等を基本に考えたうえで、関係強化によって得られる利益を総合的に勘案したうえで、当該株式の保有、売却を毎年取締役会において検討することを当社の方針としております。なお、当事業年度においては、純投資目的以外の目的である上場株式を保有していないことから、検証は行っておりません。

- b 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

- c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

前事業年度

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

当事業年度

特定投資株式

該当事項はありません。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	39,307	1	39,641

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1,216	-	7,985

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

5【従業員の状況等】

(1)【人材戦略に関する基本方針等】

1. 人材戦略の基本方針

当社は、「人生の最終ステージを利用者様の幸せと満足で元気になる」というミッションのもと、労働集約型の介護事業において、質の高いサービス提供と持続的成長を実現します。労働人口の減少や人材不足といった課題に対して多様な人材の確保と育成を推進し、従業員の働きやすさと待遇の改善に努めていきます。

2. 人材戦略

(1) 人材育成

(目的)

従業員一人ひとりの能力向上とキャリア形成を促進し、サービスの質の向上と組織の活性化を図る。

管理職を含むリーダー層の育成と女性管理職の登用の他、ジェンダー平等、中高齢者や海外人材等の多様な積極的登用を実現する。

(取り組み)

新人研修・定期ブラッシュアップ研修

経営理念やマナー、福祉用具専門相談員や介護職員初任者研修等の資格取得支援を行い、価値観の共有と介護技術等のスキルアップを促進。

職種別・階層別研修

専門性や管理能力を高めるための研修を企画・実施。

資格取得支援制度

資格取得にかかる費用の補助や講座受講・奨励を推進し、従業員のスキル向上を支援。

評価制度

定期的な上長との面談を通じて従業員の個人目標設定と達成支援、自己と上長の実力評価で公正な評価と自己実現を達成する。

(2) 社内環境整備と働き方改革

柔軟な勤務制度

2024年度から介護事業部の住宅系介護職員を対象に、固定労働時間制から変形労働時間制に移行し、多様な働き方を促進。

休日・休暇の充実

2023年度からワークライフバランスを尊重して福祉用具事業部と本部従業員の年間休日を120日、介護事業部の年間休日を115日に増加。

多様な人材の積極採用

中高齢者、他業種からの転職者、外国人材（技能実習生・特定技能外国人）を積極的に受け入れ、多様性を推進。

(3) 多様な人材の確保と定着

外国人材の待遇向上

生活支援（家賃補助、光熱費・インターネット関連費用会社負担）や資格支援により、同職種階層の日本人と同等の待遇を実現。

公平な採用・昇進機会

性別・年齢・国籍に関係なく、チャレンジできる環境を整備し、多様性を推進。

女性の管理職登用推進

人事評価とキャリア支援

制度の拡充と定期的な面談を通じ、個々のキャリア形成と従業員満足度向上を推進。

(4) 持続可能な人材確保と企業価値向上

長期的インセンティブ制度

ストックオプション付与と従業員持株会制度の加入促進により、企業価値と従業員の一体感を高める。

経営理念の浸透と文化醸成

全社員が理念を理解し、実践できるよう徹底し、組織の一体感とブランド力を強化。

(5) 介護のDX化による職員の負担軽減

介護業務の「3K（危険・キツイ・汚い）」を介護のDX化によって改善して働きやすさの向上を目指し、職員の身体的・精神的な負担を軽減して安心して長く働き続けられる環境を整備する。

(6) 給与の改善

従業員の生産性向上

上記の諸施策を実行すると共に、介護の原点に立ち返って介護スタッフに介護技術、及び接遇を再習得させ、介護事業所運営方法の見直しを行う。

給与の原資確保

政府からの介護職員処遇改善支援補助金や介護職員等処遇改善加算を積極的に活用して給与の原資とする。

3．従業員の給与その他の給付の額及び内容の決定に関する基本方針

介護報酬が据え置かれる中、物価高騰や人手不足により人件費が上昇し、コストの増加が経営を圧迫しています。従業員給与の原資が制約される中でも、雇用形態に応じて従業員の処遇改善と働きやすい環境を整備することで人材不足を解消し、従業員のやる気を引き出して従業員の満足度向上を図ってまいります。

4．従業員の給与その他の給付の額及び内容の決定に関する施策

(1) 給与原資の確保と分配

補助金の活用

政府からの介護職員処遇改善支援補助金や介護報酬加算の取得を進めて給与原資を確保・分配し、従業員の処遇改善に努める。

最低賃金の順守

最低賃金の引き上げが急速に進んでおり、最低賃金法に基づき地方最低賃金審議会が決定する都道府県別の最低賃金を順守して適正な給与水準を維持する。

(2) 給与体系の構築と評価

役職・職責に応じた給与体系

役職や職務内容に基づき、公正かつ透明な給与体系を整備。

評価方法の明確化

面談や定期評価を通じて、従業員に評価内容を説明し、納得感を持たせる。

公平性の確保

性別・年齢・採用経路に関わらず、意欲と能力に応じて平等に昇進・昇給の機会を提供する。

(3) 賞与と業績連動

賞与の支給

事業部別、営業所・事業所別、個人の評価に基づき、業績を反映して支給し、従業員のやる気を喚起する。多様な人材の確保と待遇向上

(4) 中長期的な従業員インセンティブ

ストックオプションの付与

株式上場前に役員を含めた従業員に対してストックオプションを付与し、企業と従業員が一体となって長期的な成長を追求する意識を醸成し、従業員のやる気を高め、企業価値の向上が従業員の暮らしの向上を図ります。

従業員持株会制度

詳細につきましては「第4 提出会社の状況」「1 株式等の状況」「(8) 役員・従業員株式所有制度の内容」に記載しております。

(2) 【従業員の状況】

連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
福祉用具事業	276 [15]
介護事業	665 [290]
全社(共通)	52 [5]
合計	993 [310]

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であります。

臨時雇用者数(嘱託社員及びパートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は最近1年間の平均雇用人数を〔 〕内に外数で記載しております。

2. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	平均年間給与の 対前事業年度増減率 (%)
923 [261]	45.4	6.6	4,107	1.7

セグメントの名称	従業員数(名)
福祉用具事業	273 [15]
介護事業	598 [241]
全社(共通)	52 [5]
合計	923 [261]

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であります。

臨時雇用者数(嘱託社員及びパートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は最近1年間の平均雇用人数を〔 〕内に外数で記載しております。

2. 平均年間給与(税込)は、基準外賃金及び賞与が含まれております。

3. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

a. 提出会社

当事業年度					補足説明
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の額の差異(%) (注)1			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
46.4	60.0	70.5	79.8	92.9	-

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

b. 連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の財務諸表について、かなで監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、監査法人、印刷会社の主催するセミナーへ参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,196,293	2,217,246
売掛金	1,585,847	1,694,699
商品	12,080	15,265
貯蔵品	21,796	17,383
その他	264,905	295,159
貸倒引当金	79	113
流動資産合計	3,845,844	4,195,640
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,235,586,947	1,236,675,284
機械装置及び運搬具(純額)	147,374	147,180
土地	2398,869	2398,869
リース資産(純額)	119,783	122,318
建設仮勘定	176,246	-
その他(純額)	197,407	1132,911
有形固定資産合計	4,326,628	4,276,564
無形固定資産		
のれん	56,019	116,917
リース資産	33,880	50,230
その他	22,736	46,870
無形固定資産合計	112,635	214,018
投資その他の資産		
投資有価証券	48,765	47,604
繰延税金資産	284,584	342,830
その他	240,452	250,494
投資その他の資産合計	573,802	640,928
固定資産合計	5,013,066	5,131,511
繰延資産		
株式交付費	29	-
繰延資産合計	29	-
資産合計	8,858,939	9,327,151

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	189,734	214,493
短期借入金	3 606,000	3 606,000
1年内返済予定の長期借入金	2 313,344	2 280,530
リース債務	15,653	24,077
未払金	749,476	786,273
未払法人税等	121,645	203,839
契約負債	1,842	246
賞与引当金	298,565	328,910
その他	131,733	133,030
流動負債合計	2,427,995	2,577,401
固定負債		
長期借入金	2 1,941,394	2 1,660,864
リース債務	41,649	54,686
退職給付に係る負債	30,201	31,895
資産除去債務	243,334	448,161
長期末払金	464,830	555,851
その他	67,956	69,290
固定負債合計	2,789,365	2,820,749
負債合計	5,217,361	5,398,150
純資産の部		
株主資本		
資本金	496,544	496,544
資本剰余金	486,544	486,544
利益剰余金	2,802,181	2,934,967
自己株式	155,360	-
株主資本合計	3,629,909	3,918,055
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	11,668	10,945
その他の包括利益累計額合計	11,668	10,945
純資産合計	3,641,578	3,929,000
負債純資産合計	8,858,939	9,327,151

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	1 10,967,723	1 11,533,904
売上原価	9,271,056	9,754,231
売上総利益	1,696,667	1,779,673
販売費及び一般管理費	2 1,036,988	2 1,145,121
営業利益	659,678	634,552
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,579	6,409
補助金収入	10,705	164,404
助成金収入	5,281	10,216
社宅使用料	18,377	25,471
確定拠出年金返還金	5,834	3,501
その他	17,254	16,393
営業外収益合計	60,032	226,396
営業外費用		
支払利息	32,591	31,618
その他	8,548	3,320
営業外費用合計	41,140	34,938
経常利益	678,569	826,009
特別損失		
減損損失	3 83,903	3 140,736
特別損失合計	83,903	140,736
税金等調整前当期純利益	594,666	685,273
法人税、住民税及び事業税	218,022	289,843
法人税等調整額	29,715	69,050
法人税等合計	188,307	220,792
当期純利益	406,359	464,480
親会社株主に帰属する当期純利益	406,359	464,480

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	406,359	464,480
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	325	723
その他の包括利益合計	1,325	1,723
包括利益	406,684	463,756
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	406,684	463,756

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
当期首残高	496,544	486,544	2,484,130	-
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	88,308	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	406,359	-
自己株式の取得	-	-	-	155,360
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	318,051	155,360
当期末残高	496,544	486,544	2,802,181	155,360

	株主資本	その他の包括利益累計額		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	3,467,218	11,343	11,343	3,478,561
当期変動額				
剰余金の配当	88,308	-	-	88,308
親会社株主に帰属する当期純利益	406,359	-	-	406,359
自己株式の取得	155,360	-	-	155,360
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	325	325	325
当期変動額合計	162,691	325	325	163,016
当期末残高	3,629,909	11,668	11,668	3,641,578

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
当期首残高	496,544	486,544	2,802,181	155,360
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	82,400	-
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	464,480	-
自己株式の取得	-	-	-	93,934
自己株式の消却	-	249,294	-	249,294
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	249,294	249,294	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	132,786	155,360
当期末残高	496,544	486,544	2,934,967	-

	株主資本	その他の包括利益累計額		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	3,629,909	11,668	11,668	3,641,578
当期変動額				
剰余金の配当	82,400	-	-	82,400
親会社株主に帰属する当期純利益	464,480	-	-	464,480
自己株式の取得	93,934	-	-	93,934
自己株式の消却	-	-	-	-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	723	723	723
当期変動額合計	288,146	723	723	287,422
当期末残高	3,918,055	10,945	10,945	3,929,000

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	594,666	685,273
減価償却費	374,108	386,739
株式交付費償却	3,256	29
減損損失	83,903	140,736
のれん償却額	19,367	35,421
貸倒引当金の増減額(は減少)	30	34
賞与引当金の増減額(は減少)	3,902	30,345
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	879	1,694
受取利息及び受取配当金	2,579	6,409
支払利息	32,591	31,618
補助金収入	10,705	164,404
助成金収入	5,281	10,216
為替差損益(は益)	1	25
売上債権の増減額(は増加)	58,543	109,423
棚卸資産の増減額(は増加)	3,009	1,228
仕入債務の増減額(は減少)	13,811	24,758
その他の資産の増減額(は増加)	2,832	² 34,203
その他の負債の増減額(は減少)	207,110	³ 394,408
小計	1,213,427	1,407,604
利息及び配当金の受取額	2,579	6,409
利息の支払額	32,885	32,119
法人税等の支払額	246,117	206,198
補助金の受取額	115,783	153,273
助成金の受取額	5,281	10,216
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,058,068	1,339,186
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	245,218	243,815
定期預金の預入による支出	880	50,000
定期預金の払戻による収入	3,850	-
投資有価証券の売却による収入	-	2,995
事業譲受による支出	-	120,000
その他	1,834	155
投資活動によるキャッシュ・フロー	240,413	410,665
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	3,100,000	2,000,000
短期借入金の返済による支出	3,400,000	2,000,000
長期借入金の返済による支出	443,546	313,344
割賦債務の返済による支出	210,365	257,755
リース債務の返済による支出	18,061	19,159
自己株式の取得による支出	155,360	93,934
配当金の支払額	88,308	82,400
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,215,640	766,593
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	25
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	397,983	161,953
現金及び現金同等物の期首残高	2,183,396	1,785,413
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 1,785,413	¹ 1,947,366

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

ルルパ株式会社

株式会社シルバーアシスト

スマートケアタウン株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 - 社

(2) 持分法を適用していない関連会社(北京江山福伯健康养老服务有限公司)は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響額が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

主として、移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ

時価法によっております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法を採用しております(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～38年

機械装置及び運搬具 2年～17年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は3年間で定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込み額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

(5) 退職給付に係る負債の計上基準

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は福祉用具貸与・販売、住宅改修、居宅介護支援、入居系サービス、在宅系サービスを主な事業としております。

福祉用具商品の販売においては、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。また、福祉用具貸与においては、「リース取引に関する会計基準」に基づき収益を認識しております。

住宅改修においては、顧客からの工事請負契約書に基づきサービスを提供しており、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いことから、一定の期間にわたり収益を認識せず、サービスの提供が完了した日を基準として検収書等に顧客のサインを受領した時点で収益を認識しております。なお、顧客との契約には重要な金融要素は含まれておりません。

居宅介護支援、入居系サービス、在宅系サービスでは、月単位での介護等サービスの提供によりサービスに対する支配が顧客に移転するため、顧客へのサービス提供が完了した月を基準として、一時点で収益を認識しております。顧客から受け取った入居一時金については、契約で定める期間における入居施設の利用によりサービスに対する支配が顧客に移転するため、当該期間にわたり収益を認識しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

ヘッジ方針

金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため金利スワップ取引を利用しております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
減損損失	83,903	140,736
有形固定資産	4,326,628	4,276,564
無形固定資産	112,635	214,018

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当連結会計年度において、連結財務諸表「注記事項 (連結損益計算書関係) 3 減損損失」に記載しているとおり、原則として、事業別かつ同一敷地内の建物及び構築物を基本単位としてグルーピングを行っております。当該資産グループの正味売却価額又は使用価値により算定したものを回収可能価額として、帳簿価額との差額について減損損失を計上しております。

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失の認識に当たり使用する割引前将来キャッシュ・フローの算定に当たっては、利用者数や従業員の増減などに仮定をおいて見積りを行っております。当該見積りには、介護保険制度に関連した外部環境等に関する情報や当社グループ内部の情報(過去の計画達成状況など)を用いており、資産グループの現在の使用状況や合理的な事業計画等を考慮しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

上述の見積り及び仮定について、将来の不確実な経済状況の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において追加の減損損失(特別損失)が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(後発事象に関する会計基準等)

- ・「後発事象に関する会計基準」(企業会計基準第41号 2026年1月9日)
- ・「後発事象に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2026年1月9日)

(1) 概要

「後発基準に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(会計上の見積りの変更)
 (資産除去債務の見積りの変更)

当連結会計年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

その結果、見積りの変更による増加額188,437千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,847千円減少しております。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2025年 3月31日)	当連結会計年度 (2026年 3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,835,770千円	4,310,207千円
計	3,835,770	4,310,207

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年 3月31日)	当連結会計年度 (2026年 3月31日)
定期預金	880千円	880千円
建物	2,320,447	2,170,126
構築物	119,007	98,918
土地	395,782	351,888
計	2,836,117	2,621,813

	前連結会計年度 (2025年 3月31日)	当連結会計年度 (2026年 3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	280,972千円	272,514千円
長期借入金	1,931,000	1,658,486
計	2,211,972	1,931,000

3 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年 3月31日)	当連結会計年度 (2026年 3月31日)
当座貸越極度額	1,750,000千円	1,600,000千円
借入実行残高	600,000	600,000
差引額	1,150,000	1,000,000

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給与手当	255,813千円	244,310千円
賞与	17,543	22,231
賞与引当金繰入額	15,095	18,095
退職給付費用	5,752	5,716
租税公課	271,679	295,789
支払報酬	55,257	82,234

3 減損損失

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	資産グループの名称	用途	種類	減損損失
介護事業部 (群馬県高崎市)	あったかほーむエフビー日高	介護施設	建物、構築物、器具備品、 ソフトウェア及び水道施設 利用権	83,903千円
計				83,903

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である事業別かつ同一敷地内の建物及び構築物を基本単位として、グルーピングしております。居宅介護支援事業所につきましては、福祉用具事業及び介護事業双方との業務連携が必要なため、市町村を基本単位としてグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物83,123千円、構築物283千円、器具備品342千円、ソフトウェア142千円、水道施設利用権10千円であります。

なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しております。正味売却価額は合理的な価額で算定しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	資産グループの名称	用途	種類	減損損失
介護事業部 (栃木県小山市)	グループホームエフビー小山	介護施設	建物	68,517千円
介護事業部 (埼玉県本庄市)	あったかほーむ下野堂	介護施設	建物	63,504
介護事業部 (新潟県柏崎市)	寄り合い処ふらっと柏崎	介護施設	建物及び器具備品	4,872
介護事業部 (長野県小諸市)	デイサービス桜花	介護施設	建物及び器具備品	3,721
介護事業部 (新潟県柏崎市)	ケアライフ柏崎	介護施設	器具備品	120
計				140,736

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である事業別かつ同一敷地内の建物及び構築物を基本単位として、グルーピングしております。居宅介護支援事業所につきましては、福祉用具事業及び介護事業双方との業務連携が必要なため、市町村を基本単位としてグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物133,954千円、器具備品6,782千円であります。

なお、資産グループの回収可能価額は正味売却価額により算定しております。正味売却価額は合理的な価額で算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	466	453
組替調整額	-	965
法人税等及び税効果調整前	466	511
法人税等及び税効果額	140	211
その他有価証券評価差額金	325	723
その他の包括利益合計	325	723

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,676,000	-	-	2,676,000

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)(注)	-	160,000	-	160,000

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得160,000株の買取りによる増加分であります。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度期末	
提出会社	第1回新株予約権	-	-	-	-	-	

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	53,520	20	2024年3月31日	2024年6月28日	利益剰余金
2024年11月14日 取締役会	普通株式	34,788	13	2024年9月30日	2024年12月3日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	50,320	20	2025年3月31日	2025年6月30日	利益剰余金

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）（注）	2,676,000	-	239,300	2,436,700

（注）発行済株式の数の減少は、取締役会の決議に基づく自己株式239,300株の消却による減少分であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）（注）1. 2.	160,000	79,300	239,300	-

（注）1. 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得79,300株の買取りによる増加分であります。

2. 自己株式の数の減少は、取締役会の決議に基づく自己株式239,300株の消却による減少分であります。

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度期末	
提出会社	ストック・オプションとしての第1回新株予約権	-	-	-	-	-	

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	50,320	20	2025年3月31日	2025年6月30日	利益剰余金
2025年11月14日 取締役会	普通株式	32,080	13	2025年9月30日	2025年12月2日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
 2026年6月26日開催予定の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定であります。

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年6月26日定 時株主総会(予定)	普通株式	60,917	25	2026年3月31日	2026年6月29日	利益剰余金

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	1,961,293千円	2,173,246千円
預入期間が3か月を超える定期預金及び 担保に供している預金	175,880	225,880
現金及び現金同等物	1,785,413	1,947,366

- 2 事業の譲受けにより増加した資産及び負債の主な内訳

当連結会計年度に事業の譲受けにより増加した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

流動資産	- 千円
固定資産	34,275千円
資産合計	34,275千円
流動負債	- 千円
固定負債	- 千円
負債合計	- 千円

- 3 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
重要な資産除去債務の計上額	- 千円	188,437千円

(リース取引関係)

- 1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

- 2 オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
1年内	109,972	109,228
1年超	1,190,348	1,099,339
合計	1,300,320	1,208,568

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に介護事業の新規施設を開設するための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余剰資金につきましては、安全性の高い流動性預金で管理し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、主として介護保険制度及び健康保険制度に基づく債権であり、その大半が国民健康保険団体連合会等の公的機関に対する債権であるため、リスクは僅少であると判断しております。それ以外の売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、純投資目的である株式及び投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主として営業所及び介護施設の賃貸借契約に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、ほとんど1ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、また長期借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後16年であります。それらの一部は金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (8) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、公的機関に対する営業債権以外の営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに不良債権の回収状況を随時確認することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金のうち一部について、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、四半期ごとに時価等を把握する管理体制をとっております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	48,765	48,765	-
資産計	48,765	48,765	-
(1) 長期借入金 (2)	2,254,738	2,204,868	49,869
(2) 長期未払金 (3)	686,603	672,396	14,206
(3) リース債務 (4)	57,303	56,025	1,278
負債計	2,998,644	2,933,290	65,354

(1) 「現金及び預金」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(3) 1年内返済予定の長期未払金を含めております。

(4) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

当連結会計年度（2026年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	47,604	47,604	-
資産計	47,604	47,604	-
(1) 長期借入金 (2)	1,941,394	1,894,321	47,072
(2) リース債務 (3)	78,764	76,104	2,659
(3) 長期未払金 (4)	819,549	791,595	27,953
負債計	2,839,707	2,762,021	77,685

(1) 「現金及び預金」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(3) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

(4) 1年内返済予定の長期未払金を含めております。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
 前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,961,293	-	-	-
売掛金	1,585,847	-	-	-
合計	3,547,140	-	-	-

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,173,246	-	-	-
売掛金	1,694,699	-	-	-
合計	3,867,946	-	-	-

(注2) 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(2025年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	606,000	-	-	-	-	-
長期借入金	313,344	280,530	250,844	237,420	220,476	952,124
長期未払金	221,773	185,056	144,876	101,017	33,880	-
リース債務	15,653	14,974	14,292	10,020	2,223	138
合計	1,156,770	480,560	410,013	348,458	256,579	952,262

当連結会計年度(2026年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	606,000	-	-	-	-	-
長期借入金	280,530	250,844	237,420	220,476	212,042	740,082
リース債務	24,077	23,048	18,314	9,353	3,863	106
長期未払金	263,698	223,016	179,157	112,020	41,656	-
合計	1,174,305	496,909	434,892	341,849	257,562	740,188

(注3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	39,641	-	-	39,641
その他	-	9,123	-	9,123
資産計	39,641	9,123	-	48,765

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	39,307	-	-	39,307
その他	-	8,296	-	8,296
資産計	39,307	8,296	-	47,604

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
 前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	2,204,868	-	2,204,868
長期未払金	-	672,396	-	672,396
リース債務	-	56,025	-	56,025
負債計	-	2,933,290	-	2,933,290

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	1,894,321	-	1,894,321
リース債務	-	76,104	-	76,104
長期未払金	-	791,595	-	791,595
負債計	-	2,762,021	-	2,762,021

() 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している投資信託は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

また、特例処理によっている金利スワップについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

リース債務、長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(2025年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	39,641	31,322	8,319
債券	-	-	-
その他	9,123	2,787	6,335
小計	48,765	34,109	14,655
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	48,765	34,109	14,655

当連結会計年度(2026年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	39,307	31,322	7,985
債券	-	-	-
その他	8,296	2,138	6,158
小計	47,604	33,460	14,143
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	47,604	33,460	14,143

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

- 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
 該当事項はありません。

- 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	257,100	195,500	3,008
合計			257,100	195,500	3,008

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

- 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
 該当事項はありません。

- 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	195,500	135,900	1,093
合計			195,500	135,900	1,093

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を採用しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	31,080千円	30,201千円
退職給付費用	6,915	7,488
退職給付の支払額	7,795	5,793
退職給付に係る負債の期末残高	30,201	31,895

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	30,201千円	31,895千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	30,201	31,895
退職給付に係る負債	30,201	31,895
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	30,201	31,895

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度6,915千円 当連結会計年度7,488千円

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度51,249千円、当連結会計年度50,885千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
決議年月日	2021年3月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 89名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 170,000株
付与日	2021年3月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	自 2023年3月18日 至 2031年3月17日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtockオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	119,150
権利確定	-
権利行使	-
失効	1,700
未行使残	117,450

単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格(円)	1,709
行使時平均株価(円)	-
付与日における公正な評価単価(円)	-

(注) 2022年4月6日の新株発行増資、2022年5月9日に第三者割当増資に伴い権利行使価格を調整しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	75,214千円	138,526千円
賞与引当金	105,574	118,887
一括償却資産損金算入限度超過額	83,639	86,019
減損損失	44,925	82,719
未払事業税	11,469	14,831
退職給付に係る負債	9,335	9,858
減価償却超過額	13,160	7,137
その他	11,255	10,240
繰延税金資産小計	354,574	468,222
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	8,696	8,397
評価性引当額小計	8,696	8,397
繰延税金資産合計	345,878	459,824
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	45,416	104,051
その他	15,877	12,942
繰延税金負債合計	61,293	116,994
繰延税金資産純額	284,584	342,830

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.2%	30.2%
(調整)		
住民税均等割等	1.3%	1.1%
評価性引当額の増減	0.7%	0.0%
連結子会社の適用税率差異	0.0%	0.1%
連結調整による影響額	1.0%	1.0%
留保金課税	- %	1.8%
税率変更による影響	0.4%	0.6%
その他	0.3%	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.7%	32.2%

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 事業譲受の概要

譲受先企業の名称及び事業の内容

譲受先企業の名称 株式会社丸屋家具

譲受事業の内容 福祉用具事業

事業譲受を行った主な理由

当社グループは、今後の成長戦略として事業所の新規開設と共にM&A案件等に取り組むことにより、事業展開エリア及び事業規模を拡大していく方針であります。譲受する事業の近隣には当社グループの福祉用具事業の営業所が所在しており、事業の効率化が図られることから、当該事業譲受は当社グループの企業価値向上に資するものと判断いたしました。

事業譲受日

2025年6月1日

事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(2) 連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

2025年6月1日から2026年3月31日まで

(3) 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	120,000千円
取得原価		120,000千円

(4) 主な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 21,000千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額

96,319千円

発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産を上回ったことによるものです。

償却方法及び償却期間

5年間にわたる定額法

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	- 千円
固定資産	34,275千円
資産合計	34,275千円
流動負債	- 千円
固定負債	- 千円
負債合計	- 千円

(7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額算定方法

使用見込期間を取得より10年～30年と見積り、割引率は0.185%～2.184%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	240,821千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-
時の経過による調整額	2,513
その他増減額(は減少)	-
期末残高	243,334

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額算定方法

使用見込期間を取得より10年～30年と見積り、割引率は0.185%～3.406%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	243,334千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	13,154
時の経過による調整額	3,234
その他増減額(は減少)	188,437
期末残高	448,161

(4) 資産除去債務の金額の見積りの変更に関する注記

当連結会計年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

その結果、見積りの変更による増加額188,437千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更により、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ1,847千円減少しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント		
	福祉用具事業	介護事業	計
福祉用具販売	423,709	-	423,709
住宅改修	378,428	-	378,428
居宅介護支援	-	301,726	301,726
入居系サービス	-	3,217,339	3,217,339
在宅系サービス	-	2,565,795	2,565,795
その他	2,032	291,148	293,180
顧客との契約から生じる収益	804,170	6,376,009	7,180,180
その他の収益	3,782,428	5,115	3,787,543
外部顧客への売上高	4,586,599	6,381,124	10,967,723

その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の適用範囲に含まれる「福祉用具事業」の福祉用具貸与収入及び「介護事業」の不動産収入であります。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント		
	福祉用具事業	介護事業	計
福祉用具販売	444,654	-	444,654
住宅改修	389,264	-	389,264
居宅介護支援	-	293,973	293,973
入居系サービス	-	3,307,384	3,307,384
在宅系サービス	-	2,631,994	2,631,994
その他	2,025	320,660	322,686
顧客との契約から生じる収益	835,944	6,554,012	7,389,957
その他の収益	4,138,150	5,796	4,143,947
外部顧客への売上高	4,974,095	6,559,809	11,533,904

その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の適用範囲に含まれる「福祉用具事業」の福祉用具貸与収入及び「介護事業」の不動産収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「4. 会計方針に関する事項 (7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当該連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,123,490	1,173,618
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	1,173,618	1,229,366
契約負債（期首残高）	8,031	1,842
契約負債（期末残高）	1,842	246

(1) 契約負債は、入居系サービスの契約に基づいて顧客から受け取った入居一時金等であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は、5,155千円であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債に含まれていた額は、1,842千円であります。

4. 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
1年以内	1,842	246
1年超2年以内	-	-
2年超3年以内	-	-
合計	1,842	246

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の分配の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

(2) 各報告セグメントに属する製品およびサービスの種類

「福祉用具事業」は、主に福祉用具の貸与及び販売をしております。

「介護事業」は、主に介護施設等の運営をしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額(注) 2
	福祉用具事業 セグメント	介護事業 セグメント	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,586,599	6,381,124	10,967,723	-	10,967,723
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	4,586,599	6,381,124	10,967,723	-	10,967,723
セグメント利益	313,587	346,090	659,678	-	659,678
セグメント資産	1,249,880	5,094,063	6,343,944	2,514,995	8,858,939
その他の項目					
減価償却費	30,411	343,696	374,108	-	374,108
のれんの償却額	-	19,367	19,367	-	19,367
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	3,413	246,724	250,137	940	251,077

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント資産の調整額2,514,995千円には、各報告セグメントに配分していない全社資産2,611,418千円及び連結調整額 96,423千円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社現預金、機械及び装置、保険積立金等であります。

(2) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額940千円は、全社資産等に係る設備投資額であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額(注) 2
	福祉用具事業 セグメント	介護事業 セグメント	計		
売上高					
外部顧客への売上高	4,974,095	6,559,809	11,533,904	-	11,533,904
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	4,974,095	6,559,809	11,533,904	-	11,533,904
セグメント利益	320,839	313,712	634,552	-	634,552
セグメント資産	1,517,480	4,953,447	6,470,928	2,856,223	9,327,151
その他の項目					
減価償却費	42,397	344,341	386,739	-	386,739
のれんの償却額	16,053	19,367	35,421	-	35,421
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	229,010	328,518	557,529	61,603	619,132

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント資産の調整額2,856,223千円には、各報告セグメントに配分していない全社資産2,931,981千円及び連結調整額 75,758千円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社現預金、機械及び装置、保険積立金等であります。

(2) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額61,603千円は、全社資産等に係る設備投資額であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と一致しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

「注記事項(収益認識関係) 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

「注記事項(収益認識関係) 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額	合計
	福祉用具事業	介護事業	計		
減損損失	-	83,903	83,903	-	83,903

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額	合計
	福祉用具事業	介護事業	計		
減損損失	-	140,736	140,736	-	140,736

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額	合計
	福祉用具事業	介護事業	計		
当期償却額	-	19,367	19,367	-	19,367
当期末残高	-	56,019	56,019	-	56,019

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額	合計
	福祉用具事業	介護事業	計		
当期償却額	16,053	19,367	35,421	-	35,421
当期末残高	80,266	36,651	116,917	-	116,917

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	柳澤考輝			当社元取締役	(被所有)直接5.97		自己株式の取得(注)	155,360		

(注) 自己株式の取得は、2025年3月25日開催の当社取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得しており、取引価格は取引前日の終値(最終特別気配を含む)によるものであります。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	寺尾文孝			当社取締役	(被所有)直接1.64 間接0.27		自己株式の取得(注1)	48,231		
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	日本リスクコントロール(株)(注2)	東京都中央区	30,000	コンサルティング業	(被所有)直接0.27		自己株式の取得(注1)	8,038		

(注) 1. 自己株式の取得は、2025年8月25日開催の当社取締役会決議に基づき、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得しており、取引価格は取引前日の終値(最終特別気配を含む)によるものであります。

2. 日本リスクコントロール(株)は、当社取締役 寺尾文孝が議決権の100%を所有し、代表取締役を務める会社であります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
1 株当たり純資産額	1,447.37円	1,612.43円
1 株当たり当期純利益	152.00円	187.51円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	- 円	- 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載していません。

2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月31日)
1 株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	406,359	464,480
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	406,359	464,480
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,673,370	2,477,130
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含まなかった潜在株式の概要	2021年 3月17日取締役会決議による第 1 回新株予約権 (新株予約権の数119,150個)	2021年 3月17日取締役会決議による第 1 回新株予約権 (新株予約権の数117,450個)

3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年 3月31日)	当連結会計年度 (2026年 3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	3,641,578	3,929,000
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	3,641,578	3,929,000
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	2,516,000	2,436,700

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	606,000	606,000	1.61	-
1年以内に返済予定の長期借入金	313,344	280,530	1.27	-
1年以内に返済予定のリース債務	15,653	24,077	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	1,941,394	1,660,864	1.27	2028年2月5日～ 2043年2月20日
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く)	41,649	54,686	-	2028年5月29日～ 2031年5月31日
その他有利子負債				
1年以内に返済予定の割賦未払金	221,773	263,698	1.30	-
長期割賦未払金(1年以内に返済予定のものを除く)	464,830	555,851	1.43	2027年4月8日～ 2031年3月8日
合計	3,604,644	3,445,707	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金、リース債務及び長期割賦未払金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	250,844	237,420	220,476	212,042
リース債務	23,081	18,314	9,353	3,863
長期割賦未払金	223,016	179,157	112,020	41,656

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務	230,816	204,543	4,761	430,598
その他	12,518	5,044	-	17,563

(2)【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(千円)	5,705,434	11,533,904
税金等調整前中間(当期)純利益(千円)	402,626	685,273
親会社株主に帰属する中間(当期)純利益(千円)	266,361	464,480
1株当たり中間(当期)純利益(円)	106.27	187.51

(注)当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、中間連結会計期間の関連する半期情報項目については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 1,715,234	2 1,905,458
売掛金	1 1,500,645	1 1,603,714
商品	8,092	10,579
貯蔵品	21,796	17,383
前払費用	33,574	43,698
関係会社短期貸付金	8,094	8,130
その他	1 222,730	1 244,562
貸倒引当金	46	80
流動資産合計	3,510,121	3,833,445
固定資産		
有形固定資産		
建物	2 3,332,937	2 3,436,598
構築物	2 247,987	2 233,660
機械及び装置	44,311	45,599
車両運搬具	3,030	1,581
工具、器具及び備品	96,220	132,083
土地	2 412,455	2 412,455
リース資産	18,390	21,434
建設仮勘定	176,246	-
有形固定資産合計	4,331,579	4,283,412
無形固定資産		
のれん	-	80,266
借地権	10,712	10,712
ソフトウェア	9,106	5,045
リース資産	33,880	50,230
その他	2,369	30,704
無形固定資産合計	56,067	176,957
投資その他の資産		
投資有価証券	48,765	47,604
関係会社株式	152,576	152,576
出資金	55	55
関係会社長期貸付金	32,077	23,946
長期前払費用	24,551	20,566
繰延税金資産	276,905	322,657
その他	210,036	224,471
投資その他の資産合計	744,967	791,877
固定資産合計	5,132,615	5,252,248
繰延資産		
株式交付費	29	-
繰延資産合計	29	-
資産合計	8,642,766	9,085,694

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 183,226	1 207,204
短期借入金	3 600,000	3 600,000
1年内返済予定の長期借入金	2 305,976	2 279,162
リース債務	15,121	23,643
未払金	1 699,420	1 736,173
未払費用	109,837	116,585
未払法人税等	115,543	194,444
契約負債	1,949	298
賞与引当金	285,154	312,491
その他	17,154	12,225
流動負債合計	2,333,384	2,482,228
固定負債		
長期借入金	2 1,937,648	2 1,658,486
リース債務	40,765	54,235
退職給付引当金	30,201	31,895
資産除去債務	243,334	448,161
長期末払金	464,830	555,851
その他	67,956	69,290
固定負債合計	2,784,734	2,817,920
負債合計	5,118,118	5,300,148
純資産の部		
株主資本		
資本金	496,544	496,544
資本剰余金		
資本準備金	486,544	486,544
資本剰余金合計	486,544	486,544
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,685,250	2,791,512
利益剰余金合計	2,685,250	2,791,512
自己株式	155,360	-
株主資本合計	3,512,978	3,774,600
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,668	10,945
評価・換算差額等合計	11,668	10,945
純資産合計	3,524,647	3,785,545
負債純資産合計	8,642,766	9,085,694

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
売上高	1 10,311,237	1 10,830,124
売上原価	1 8,701,736	1 9,152,008
売上総利益	1,609,500	1,678,116
販売費及び一般管理費	1, 2 962,687	1, 2 1,059,120
営業利益	646,812	618,996
営業外収益		
受取利息	1 1,489	1 4,561
受取配当金	1,328	1,648
補助金収入	6,316	155,965
助成金収入	4,806	9,566
社宅使用料	16,429	23,718
確定拠出年金返還金	5,747	3,282
その他	1 15,118	1 15,128
営業外収益合計	51,237	213,870
営業外費用		
支払利息	32,405	31,461
その他	8,505	2,833
営業外費用合計	40,911	34,294
経常利益	657,138	798,572
特別損失		
減損損失	3 83,903	3 140,736
特別損失合計	83,903	140,736
税引前当期純利益	573,235	657,836
法人税、住民税及び事業税	208,080	276,437
法人税等調整額	28,339	56,557
法人税等合計	179,741	219,880
当期純利益	393,493	437,955

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	496,544	486,544	486,544	2,380,065	2,380,065
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	-	88,308	88,308
当期純利益	-	-	-	393,493	393,493
自己株式の取得	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	305,185	305,185
当期末残高	496,544	486,544	486,544	2,685,250	2,685,250

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	-	3,363,153	11,343	11,343	3,374,496
当期変動額					
剰余金の配当	-	88,308	-	-	88,308
当期純利益	-	393,493	-	-	393,493
自己株式の取得	155,360	155,360	-	-	155,360
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	325	325	325
当期変動額合計	155,360	149,825	325	325	150,151
当期末残高	155,360	3,512,978	11,668	11,668	3,524,647

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	496,544	486,544	-	486,544	2,685,250	2,685,250
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	82,400	82,400
当期純利益	-	-	-	-	437,955	437,955
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	249,294	249,294	-	-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	249,294	249,294	249,294	249,294
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	106,261	106,261
当期末残高	496,544	486,544	-	486,544	2,791,512	2,791,512

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	155,360	3,512,978	11,668	11,668	3,524,647
当期変動額					
剰余金の配当	-	82,400	-	-	82,400
当期純利益	-	437,955	-	-	437,955
自己株式の取得	93,934	93,934	-	-	93,934
自己株式の消却	249,294	-	-	-	-
利益剰余金から資本剰余金への振替	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	723	723	723
当期変動額合計	155,360	261,621	723	723	260,898
当期末残高	-	3,774,600	10,945	10,945	3,785,545

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

科目ごと主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2～38年
構築物	2～30年
機械及び装置	2～17年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込み額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は福祉用具貸与・販売、住宅改修、居宅介護支援、入居系サービス、在宅系サービスを主な事業としております。

福祉用具商品の販売においては、出荷時から当該物品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。また、福祉用具貸与においては、「リース取引に関する会計基準」に基づき収益を認識しております。

住宅改修においては、顧客からの工事請負契約書に基づきサービスを提供しており、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いことから、一定の期間にわたり収益を認識せず、サービスの提供が完了した日を基準として検収書等に顧客のサインを受領した時点で収益を認識しております。なお、顧客との契約には重要な金融要素は含まれておりません。

居宅介護支援、入居系サービス、在宅系サービスでは、月単位での介護等サービスの提供によりサービスに対する支配が顧客に移転するため、顧客へのサービス提供が完了した月を基準として、一時点で収益を認識しております。顧客から受け取った入居一時金については、契約で定める期間における入居施設の利用によりサービスに対する支配が顧客に移転するため、当該期間にわたり収益を認識しております。

5. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

株式交付費は3年間で定額法により償却しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金

(3) ヘッジ方針

金融機関からの借入金の一部について、金利変動によるリスクを回避するため金利スワップ取引を利用しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

7. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却しております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
減損損失	83,903	140,736
有形固定資産	4,331,579	4,283,412
無形固定資産	56,067	176,957

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当事業年度において、連結財務諸表「注記事項 (連結損益計算書関係) 3 減損損失」に記載しているとおり、原則として、事業別かつ同一敷地内の建物及び構築物を基本単位としてグルーピングを行っております。当該資産グループの正味売却価額又は使用価値により算定したものを回収可能価額として、帳簿価額との差額について減損損失を計上しております。

当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

減損損失の認識に当たり使用する割引前将来キャッシュ・フローの算定に当たっては、利用者数や従業員の増減などに仮定をおいて見積りを行っております。当該見積りには、介護保険制度に関連した外部環境等に関する情報や当社グループ内部の情報(過去の計画達成状況など)を用いており、資産グループの現在の使用状況や合理的な事業計画等を考慮しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

上述の見積り及び仮定について、将来の不確実な経済状況の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度において追加の減損損失(特別損失)が発生する可能性があります。

(会計上の見積りの変更)

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、原状回復費用の新たな情報の入手に伴い、見積りの変更を行いました。

その結果、見積りの変更による増加額188,437千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

なお、当該見積りの変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,847千円減少しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
短期金銭債権	737千円	934千円
短期金銭債務	7,744	8,115

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
定期預金	880千円	880千円
建物	2,320,447	2,170,126
構築物	119,007	98,918
土地	395,782	351,888
計	2,836,117	2,621,813

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	280,972千円	272,514千円
長期借入金	1,931,000	1,658,486
計	2,211,972	1,931,000

3 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
当座貸越極度額	1,750,000千円	1,600,000千円
借入実行残高	600,000	600,000
差引額	1,150,000	1,000,000

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	4,200千円	3,886千円
仕入高	84,312	86,386
営業取引以外の取引による取引高	731	666
計	89,243	90,940

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給与手当	237,081千円	220,393千円
賞与	16,400	19,943
賞与引当金繰入額	13,908	16,622
租税公課	266,175	290,271
減価償却費	22,923	19,888
支払報酬	53,128	80,115
おおよその割合		
販売費	2%	2%
一般管理費	98%	98%

3 減損損失

「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結損益計算書関係) 3 減損損失」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式152,576千円、当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式152,576千円)は、市場価格がない株式等のため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	75,214千円	138,526千円
賞与引当金	100,292	112,434
一括償却資産損金算入限度超過額	83,576	85,916
減損損失	44,925	82,719
未払事業税	10,910	14,166
退職給付引当金	9,335	9,858
減価償却超過額	13,160	7,137
関係会社株式評価損	7,117	7,117
その他	2,362	2,323
繰延税金資産小計	346,895	460,201
評価性引当額	8,696	8,397
繰延税金資産合計	338,199	451,804
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	45,416	104,051
繰延譲渡利益(グループ内譲渡益繰延)	12,152	12,152
その他	3,725	12,942
繰延税金負債合計	61,293	129,146
繰延税金資産純額	276,905	322,657

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年3月31日)	当事業年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	30.2%	30.2%
(調整)		
住民税均等割等	1.3%	1.1%
評価性引当額の増減	0.0%	0.0%
留保金課税	- %	1.9%
税率変更による影響	0.5%	0.6%
その他	0.3%	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.4%	33.4%

(企業結合等関係)

取得による企業結合

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額 又は償却累計額	当期償却額	差引期末残高
有形固定資産							
建物	6,363,447	524,609	147,432 (133,954)	6,740,624	3,304,025	286,993	3,436,598
構築物	585,373	19,768	972	604,168	370,508	34,095	233,660
機械及び装置	86,963	6,021	-	92,985	47,385	4,733	45,599
車両運搬具	54,844	-	964	53,880	52,298	1,449	1,581
工具、器具及び備品	255,990	72,399	13,305 (6,782)	315,083	183,000	29,695	132,083
土地	412,455	-	-	412,455	-	-	412,455
リース資産	30,645	9,632	2,634	37,643	16,209	6,588	21,434
建設仮勘定	176,246	194,887	371,134	-	-	-	-
有形固定資産計	7,965,965	827,318	536,442 (140,736)	8,256,841	3,973,428	363,556	4,283,412
無形固定資産							
のれん	-	96,319	-	96,319	16,053	16,053	80,266
借地権	10,712	-	-	10,712	-	-	10,712
ソフトウェア	54,169	297	6,228	48,238	43,192	4,358	5,045
リース資産	92,070	27,294	-	119,364	69,134	10,944	50,230
その他	8,270	34,275	-	42,545	11,841	5,939	30,704
無形固定資産計	165,222	158,185	6,228	317,179	140,221	37,295	176,957
長期前払費用	29,815	1,306	-	31,121	10,555	5,292	20,566
繰延資産							
株式発行費	9,769	-	-	9,769	9,769	29	-
繰延資産計	9,769	-	-	9,769	9,769	29	-

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高は、取得価額により記載しております。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	グループホームゆいの杜竣工による取得	258,142千円
	既存事業所23ヶ所資産除去債務再見積に伴う追加計上	193,198千円
	有料老人ホームさくらからアパートヘリノベーション工事	38,539千円
建設仮勘定	グループホームゆいの杜建設費用	122,219千円
のれん	(株)丸屋家具より福祉用具事業譲受	96,319千円

3. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	グループホーム小山減損損失計上	68,517千円
	あったかほーむ下野堂減損損失計上	63,504千円
建設仮勘定	グループホームゆいの杜竣工による他勘定振替	298,465千円

4. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	46	80	46	80
賞与引当金	285,154	312,491	285,154	312,491

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 当社の公告掲載URLは以下のとおりです。 https://fb-kaigo.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第38期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2025年6月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年6月30日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第39期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2025年7月1日関東財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 2025年8月1日 至 2025年8月31日）2025年9月3日関東財務局長に提出

報告期間（自 2025年12月1日 至 2025年12月31日）2026年1月6日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年6月24日

エフビー介護サービス株式会社

取締役会 御中

かなで監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 若月 健
業務執行社員

指定社員 公認会計士 筑紫 徹
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエフビー介護サービス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エフビー介護サービス株式会社及び連結子会社の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損の兆候判定の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>エフビー介護サービス株式会社(以下、「会社」という。)は、当連結会計年度の連結貸借対照表において有形固定資産を4,276,564千円、無形固定資産を214,018千円計上しており、総資産の48%を占めている。</p> <p>注記事項(連結損益計算書関係) 3 減損損失に記載されているとおり、会社は、事業別かつ同一敷地内の固定資産をキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングを行い、資産グループの営業活動から生じる損益(以下、「事業所等損益」という。)が継続してマイナス又はマイナスとなる見込みの場合に、減損の兆候があると判断している。</p> <p>なお、会社は、福祉用具事業と介護事業の2つの事業を、複数の拠点にて運営しているため、同じ拠点でも事業の違いにより減損の兆候判定におけるグルーピングも区別される。</p> <p>減損の兆候判定資料における事業所等損益は、会計システムから出力した事業別・拠点別損益情報に、本社費等の全社に係る共通費及び複数拠点に係る共通費について、一定の基準により手作業で配賦することで算定される。</p> <p>この事業所等損益に基づいて減損の兆候判定が行われ、兆候があると判断された拠点は減損の認識及び測定へと進められる。このため、減損の兆候判定において、事業所等損益の算定の正確性は重要であると認められる。</p> <p>以上から、当監査法人は、減損の兆候判定における事業所等損益の算定の正確性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、福祉用具事業、介護事業の双方の有形固定資産及び無形固定資産の減損の兆候の有無の判定における事業所等損益の算定について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 減損の兆候の判断に関する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、事業所等損益の2期比較資料作成及び承認に関する内部統制に、特に焦点を当てた。</p> <p>(2)減損の兆候判定における事業所等損益の算定の正確性 ・会計システムから出力された事業別・拠点別損益情報の正確性を確かめるため、会社の減損検討資料上の売上高、売上原価、販売費及び一般管理費が試算表数値と一致していることを確かめた。また、当該売上高、売上原価、販売費及び一般管理費についてサンプル抽出した取引に対して証憑突合を実施し日付や金額、計上部門の妥当性を確かめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業所における従業員の兼務の程度や本社機能を理解するため、経営者及び経理責任者へ質問を実施した。 ・共通費の配賦方針が適切であることを経営者及び経理責任者への質問により確かめた。 ・実際の共通費配賦計算が会社方針に従い正確に実施されているか再計算を実施した。 ・資産グループ間で行われている費用振替仕訳で異常なものがないか慎重に検討した。 ・前年度の事業所等損益がマイナスかつ当年度の事業所等損益がプラスとなっている資産グループについては、減損回避の懸念はないか慎重に検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エフビー介護サービス株式会社の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、エフビー介護サービス株式会社が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3) 監査の状況に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2026年6月24日

エフビー介護サービス株式会社

取締役会 御中

かなで監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 若月 健
業務執行社員

指定社員 公認会計士 筑紫 徹
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエフビー介護サービス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エフビー介護サービス株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損の兆候判定の妥当性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(固定資産の減損の兆候判定の妥当性)と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2 . XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。